



第49回

全国環整連 全国大会 in TOKYO

基調講演

演題：【戸別下水道のあゆみ】

講師：総務省 地方公営企業経営アドバイザー
青森県むつ市参与

(公財)日本環境衛生教育センター 評議員

遠藤 誠作 様

主催：全国環境整備事業協同組合連合会

後援：環境省

講師プロフィール



総務省 地方公営企業経営アドバイザー
青森県むつ市参与
(公財) 日本環境整備教育センター 評議員
総務省 上下水道経営基盤強化研究会 構成員
静岡県富士市上下水道事業経営審議会委員
静岡県水道広域化推進アドバイザー

遠藤 誠作 様

昭和 24 年 (1949 年) 福島県田村市生まれ
東北大学大学院農学研究科終了 (修士)

【前 歴】

北海道大学大学院 公共政策学研究センター研究員
福岡県田川市参与

【業 務 経 歴】

1970 年福島県三春町役場入庁。農水省経済局への出向などを経て、公営企業管理者職務代理者 (企画局長)、行財政改革室長、財務課長、保健福祉課長などを歴任、この間、厚労省厚生科学審議会臨時委員・専門委員等。

1998 地方行革で簡水・下水道 5 事業へ地方公営企業法適用や、公下区域縮小・農集排中止に代る町設置型浄化槽事業創設、浄化槽利用者負担に合わせた下水道料金統一 (4,500 円 / 月 20 m³)、会計・料金・施設管理の包括委託、県立病院廃止に伴う町の財政負担なし指定管理者制度による町立病院開設、設計施工一括発注による坪 5 8 万円病院建設、病院を核にした三春型病診連携。各地の上下水道経営改善、浄化槽による下水道整備、経営戦略策定、使用料改定などにアドバイザー (R7 は 2 0 市町村) として関わる。

著書「浄化槽を活用した汚水処理事業」「Johkasou – Wastewater Management in a Local Municipality in Japan」アジア開発銀行研究所 (Web 出版) 等、「環境情報」に『現場から浄化槽の施策を考える』『公営企業』に『公営企業新時代講座』を連載。

「戸別下水道」のあゆみ

人口減少下における理想の汚水処理、浄化槽の維持管理体制構築

総務省・地方公営企業経営アドバイザー

総務省 上下水道の経営基盤強化に関する研究会構成員

公益財団法人日本環境整備教育センター評議員 ・ 青森県 むつ市参与

前 北海道大学大学院・公共政策学研究中心研究員

遠 藤 誠 作

(元福島県三春町企業局長・前 福岡県田川市参与)

令和7年10月30日 東京都 ホテルニューオータニ

第49回 全国環整連全国大会

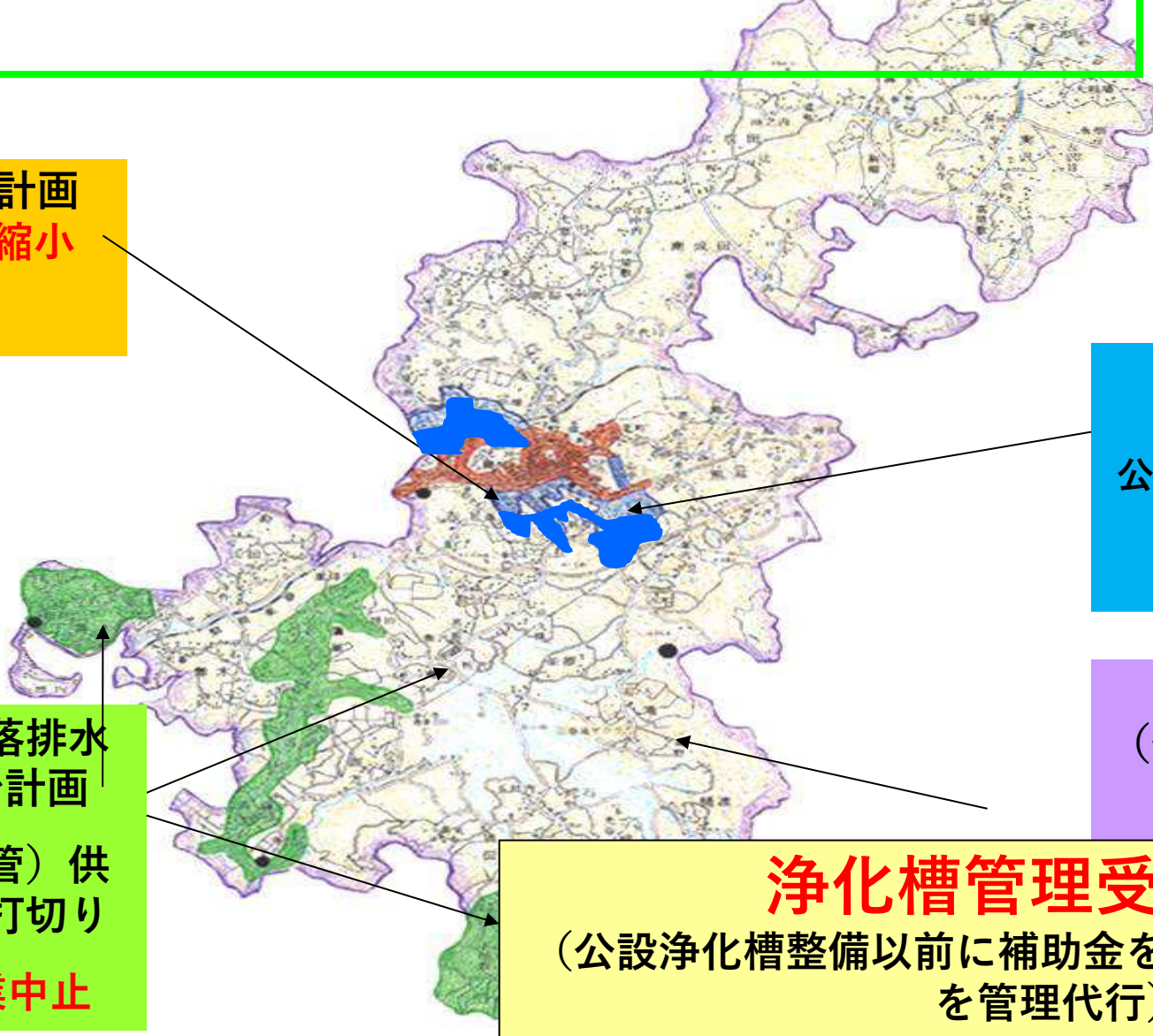
はじめに～福島県三春町は平成10年の下水道改革 公共下水道を縮小・農集排を廃止し町設置浄化槽に

公共下水道事業 計画
300haを100haに縮小
(茶色)



(農林課) 農業集落排水
事業を18地区で計画

(上下水道課に移管) 供
用3地区で事業を打切り
残る15地区は事業中止



上下水道課に下水道3
事業(公共・農集排・
個別処理)を統合、地
方公営企業法適用し、
使用料を浄化槽の管理
費と同じ4,500円(月
20m³)に統一

市街地浄化槽代行事業

公共下水道計画区域の未着手地域を
合併処理浄化槽で整備し水洗化

個別排水処理事業
(公共下水道・農集排3地区以外
の地区)

浄化槽管理受託事業

(公設浄化槽整備以前に補助金を受けて整備した浄化槽
を管理代行)

1978(昭和53)4月29日、日本環境整備教育センター初代
理事長(元厚生省環境衛生部長)楠本正康氏、
朝日新聞に「浄化槽対策を急げ」を寄稿

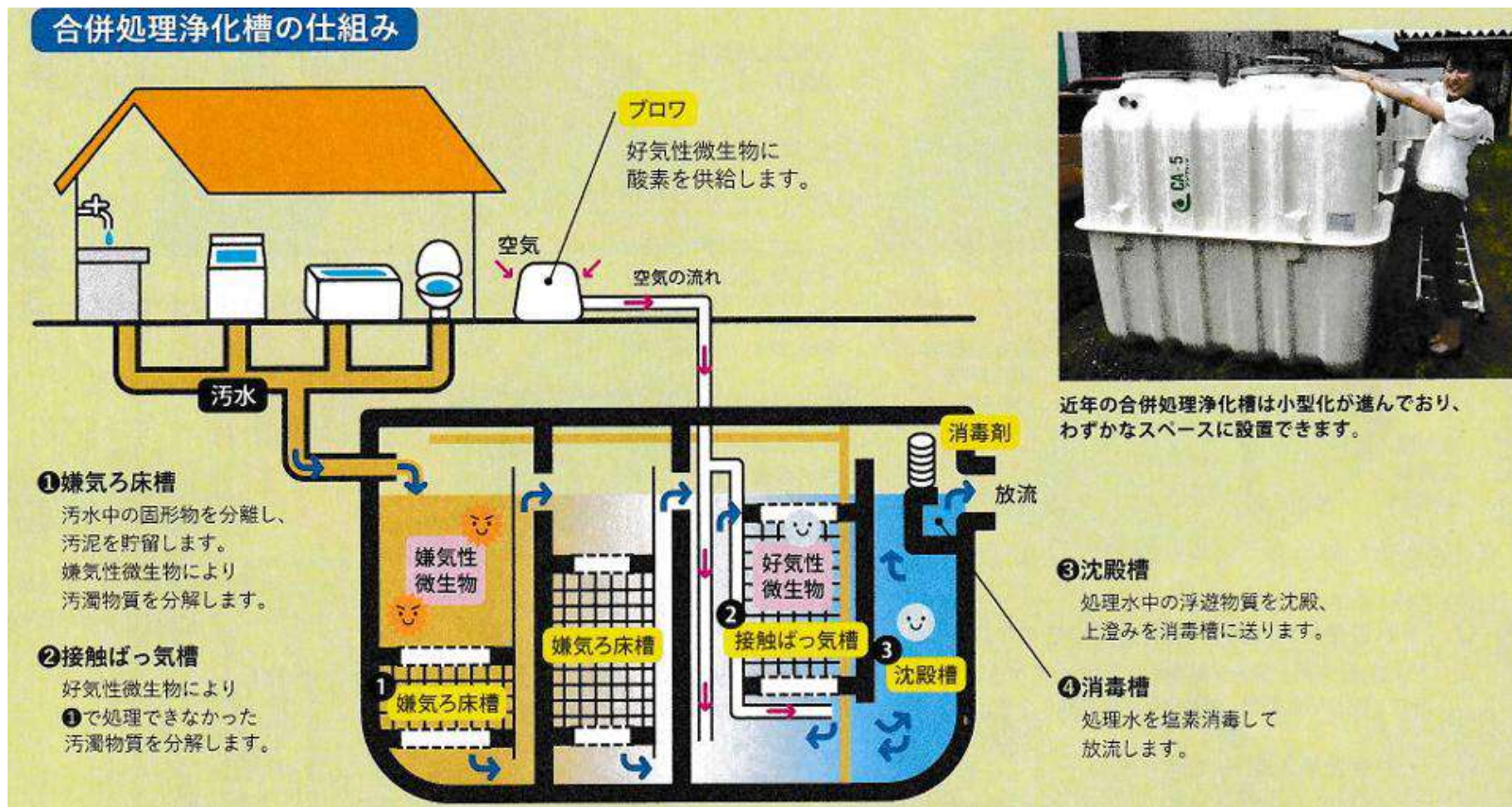
「日常生活によって排出されるし尿や雑排水は、下水道で処理することが原則かのように考えられ、またこれが世論である。…最近では生活系の排水による水環境の汚染が社会問題化し、とくに総量規制の導入にあたっては、その処理が不可欠である。そして、この場合にも、対策として下水道の整備の必要がさげばれている。たしかに、日本の下水道は社会資本のうちで、都市の基盤施設としてはもっとも整備の遅れた分野である。だが、いかに日本の国土が狭いとはいえ、公共下水道一本建てでは、たとえ長期を展望しても、生活排水や病・医院の排水などを、すべて処理することができるだろうか。残念ながら、時間的にも財政的にも、まず無理だろう。とすれば、下水道だけで日本の水環境の保全ははかれない。日本の浄化槽は、多くの場合し尿だけを対象とし、それよりもさらに負荷の大きい雑排水はたれ流しである。しかも、そのし尿さえも満足には処理されず、「浄化槽公害」などといわれるほどなのである。だから、下水道に偏った世論となるのもあたりまえである…

合併処理浄化槽の歴史と戸別下水道の語源

- 1970年代 大型合併処理浄化槽はすでに存在。浄化槽の合併処理化の研究進む
- 1978（昭和53）4月29日、日本環境整備教育センター初代理事長（元厚生省環境衛生部長）楠本正康氏、朝日新聞に「浄化槽対策を急げ」を寄稿
- 1980（昭和55）合併処理浄化の試作装置3基を3年かけ実証調査し実用化
- 1984（昭和59）実証性化で一般認証取得。フジクリーン、日本で最初にし尿と生活雑排水をまとめて処理する家庭用の小型合併処理浄化槽K型を量産開始。
- 1985（昭和60）厚生省に浄化槽対策室設置。
- 1987（昭和62）合併処理浄化槽設置整備事業が創設され、小型浄化槽に対する補助開始
- 1988（昭和63）小型浄化槽の「構造基準」施行
- 1990（平成2）中西準子氏著書「いのちの水」で、1981年長野県駒ヶ根市での下水道計画見直し等の経験で得られた知見をもとに、下水道を「**公共下水道、集落下水道、個人下水道**」に区分。
- 1994（平成6）「暮らしの手帖」1994年12月・1995年1月号に「暮らしの手帖からの提案～合併処理浄化槽のすすめ」（全14頁構成）を掲載。「**個人下水道**」とも呼ばれると表現。
- 1994（平成6）浄化槽市町村整備事業
- 1998（平成10）山崎高明元兵庫県丹波町長の著作に「下水道方式」ではないが、効果としては下水道と同じ。人によってはこれを「**個人下水道**」とか「**戸別下水道**」と呼ぶ」（「手紙・丹波に生きる」74～80頁）と紹介。



浄化槽は排水をきれいにする立派な下水処理場<戸別下水道>



近年の合併処理浄化槽は小型化が進んでおり、
わずかなスペースに設置できます。

中西準子 1990(平成2)「いのちの水」

- 1981(昭和56)年、長野県駒ヶ根市の下水道計画を作り直す仕事を依頼された。ここでいままでの下水道観が根底から変化、それはあとで個人下水道と呼ぶもの。
- 下水道予算の7割は管渠の建設費に、3割が処理施設の建設に使われる。これから下水道建設の重点は地方の中小都市に移る。そうなるとうまく管渠が必要に。人口密度が低くなれば、家と家との間をむすぶ管渠が長くなる。
- 人口3万人の市では、百戸ぐらいの集落ごとの下水道を考えても家と家との間の管渠がなくなり、経済的な下水道を計画できないかった。私は「管渠のない下水道」をつくれなかと考えた。「管渠のない下水道」、つまり1戸1戸に処理施設をつける可能性が果たしてあるか、学生と小型の処理装置を見て歩く。今はないけれど、まあ可能になるも判断。それを「個人下水道」と名付けた。下水道といえは、管渠のあるもの。管渠があるから下水道、つまり道だ。その考え方を否定、下水道は公共のもの。個人下水道は個人の所有。

* 学ぶ：浄化槽は社会的な存在『社会的共通資本』、財政にもやさしいのでうまく管理する仕組みを全国で構築して污水处理の持続性を高める。

元山崎高明兵庫県丹波町長による、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の特色と、整備制度の変遷、選択方法の説明

「昔とは違って、台所からの雑排水にしても今日のは非常に汚れている。油や洗剤が入っております。だから、これをそのまま近くの溝や水路に流し込んでしまうと、その辺り一帯の田畑が汚されてしまう。農業用の灌漑用水を清浄な状態で維持しようとしたら、農村集落での下水道を完備してゆかねばならぬ、これが農水省のそもそもの趣旨でした。農水省が、この“農業集落排水事業”を徐々に拡大してくると、これを追いかけるようにして建設省が特定環境保全下水道整備事業という新しい制度をおこしてくれました。もともと下水道整備というのは建設省の管轄です。ところが建設省としては、過去の歴史的いきさつもあって、都市部での下水道整備に力点を置いて農村向け対策が遅れていた。そこを農水省に先取りされたわけでしょうが、何年か遅れで建設省の方も農村向けに力を入れ始めた。それがこの“特定環境保全”という事業でした。私が町長になってからは、従来からの農水省の事業に加えて、建設省のこの“特定環境保全”事業も活用して仕事を進めました。これまで約十年の間に、それぞれの制度で60億円ずつ、ざっと120～130億円の国費が投入されております。年間平均すると12億円強です。その当時の町財政(昭和58)が年間22～23億円の規模でしたから、この町としては非常に大きな意義のある仕事だったと思います。

他方、平成元年になると、今度は厚生省が“小型合併処理浄化槽”補助金制度という新しい支援策を出してきました。これは下水道を埋設、配管する方式ではない。各戸に個別の浄化処理槽を埋設して、そこでトイレの汚水も、台所の雑排水も一緒に処理してきれいにしてしまおうという新しい方式です。下水配管を敷設して大きな処理センターで集中的に浄化処理する方法ではない。分散処理の方式です。小型の浄化槽の技術が進んで、性能の良いものが開発され始めたのです。台所や風呂の雑排水も一緒に処理できるというので“合併浄化”と呼ばれているわけです。この方式では、下水道管を延々と敷設する必要がない。その分、建設工事費が安くなります。だから厳密にいうと、これは“下水道方式”ではないのですが、効果としては下水道と同じである。そこで、人によってはこれを“個人下水道”とか、“戸別下水道”と呼んでおります。ともあれ、この3つの施策、農水省と建設省と厚生省の3つを並列的に活用しながら、町の下水道の普及をはかりました。「手紙・丹波に生きる」74～80頁、1998年、丹波市民文庫）



暮しの手帖からの提案

～川や湖をきれいにするために

…合併処理浄化槽のすすめ

(1994. 12月1995. 1月号) (平成6)

下水処理場から出るのと同じ程度の水を流すことができ、川や湖を汚すことはない。〈**個人下水道**〉ともよばれるゆえん。合併処理浄化槽の歴史は浅く、本格的に普及し始めてやっと10年というところ。合併処理浄化槽は排水をきれいにする立派な下水処理場、現場を守るみんなの財産。

下水処理場に職員を配置しているように、設置も管理も自治体がやってわるいことはない。

浄化槽はふだんは土にうもれてみえない縁の下の力持ち。

平成始め頃は「個人下水道」と呼ばれた

小型の浄化槽の技術が進んで、性能の良いものが開発され始めたのです。台所や風呂の雑排水も一緒に処理できるというので“合併浄化”と呼ばれているわけです。この方式では、下水道管を延々と敷設する必要がない。その分、建設工事費が安くなります。だから厳密にいうと、これは“下水道方式”ではないのですが、効果としては下水道と同じである。そこで、人によってはこれを“**個人下水道**”とか、“**戸別下水道**”と呼んでおります。ともあれ、この3つの施策、農水省と建設省と厚生省の3つを並列的に活用しながら、町の下水道の普及をはかりました。」（山崎高明「手紙・丹波に生きる」74～80頁、1998年、丹波市民文庫）

浄化槽の管理は誰の責任か

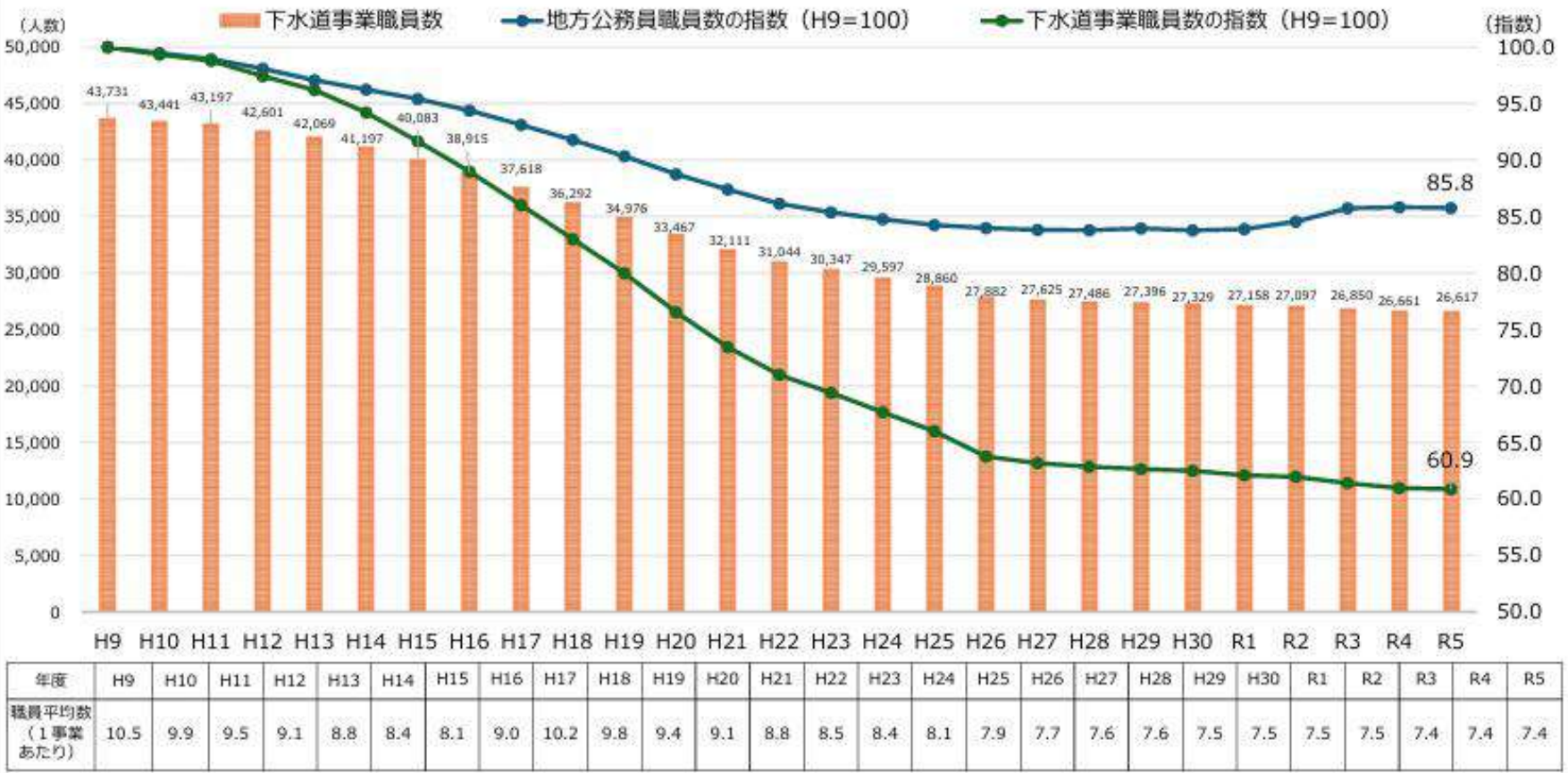
案 1. 住宅設備として、個人の責任で管理する。

案 2. 合併処理浄化槽は管渠のない下水道、排水をきれいにする立派な下水処理場、
水環境を守るみんなの財産だから公共が管理する。

下水道課係・処理場に職員を配置しているように、浄化槽(戸別下水道)の設置も管理も自治体がやってわるいことはない。

下水道事業における職員数の推移

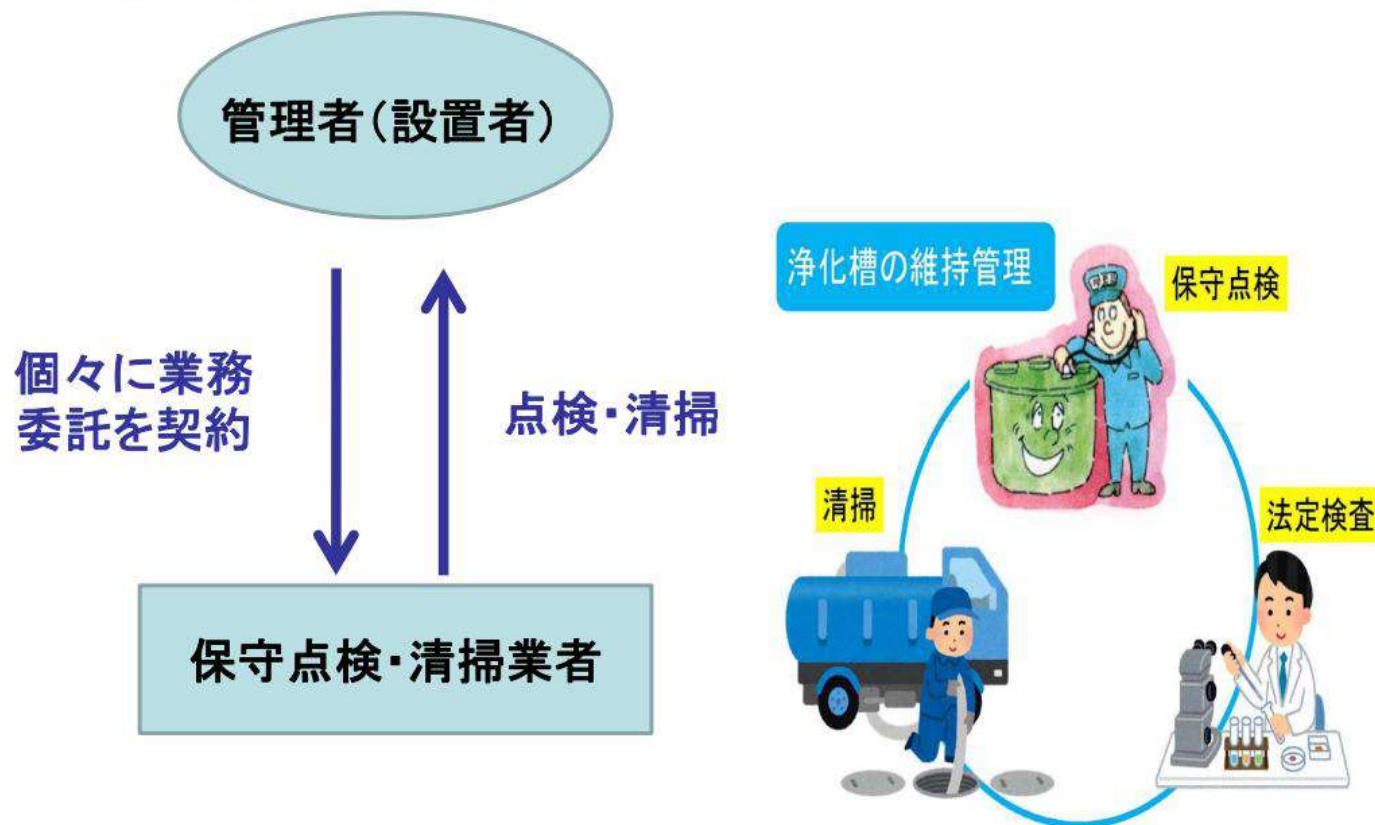
- 下水道職員について、ピーク時の平成9年度には約4.4万人であったが、令和5年度には約2.7万人（▲17,000人、▲39.1%）となっており、地方公務員全体の減少率（平成9年度比▲14.2%）と比較しても、減少率が大い状況となっている。
- 1事業あたりの職員平均数は平成9年度には10.5人であったが、直近R5には7.4人（▲29.6%）となっている。



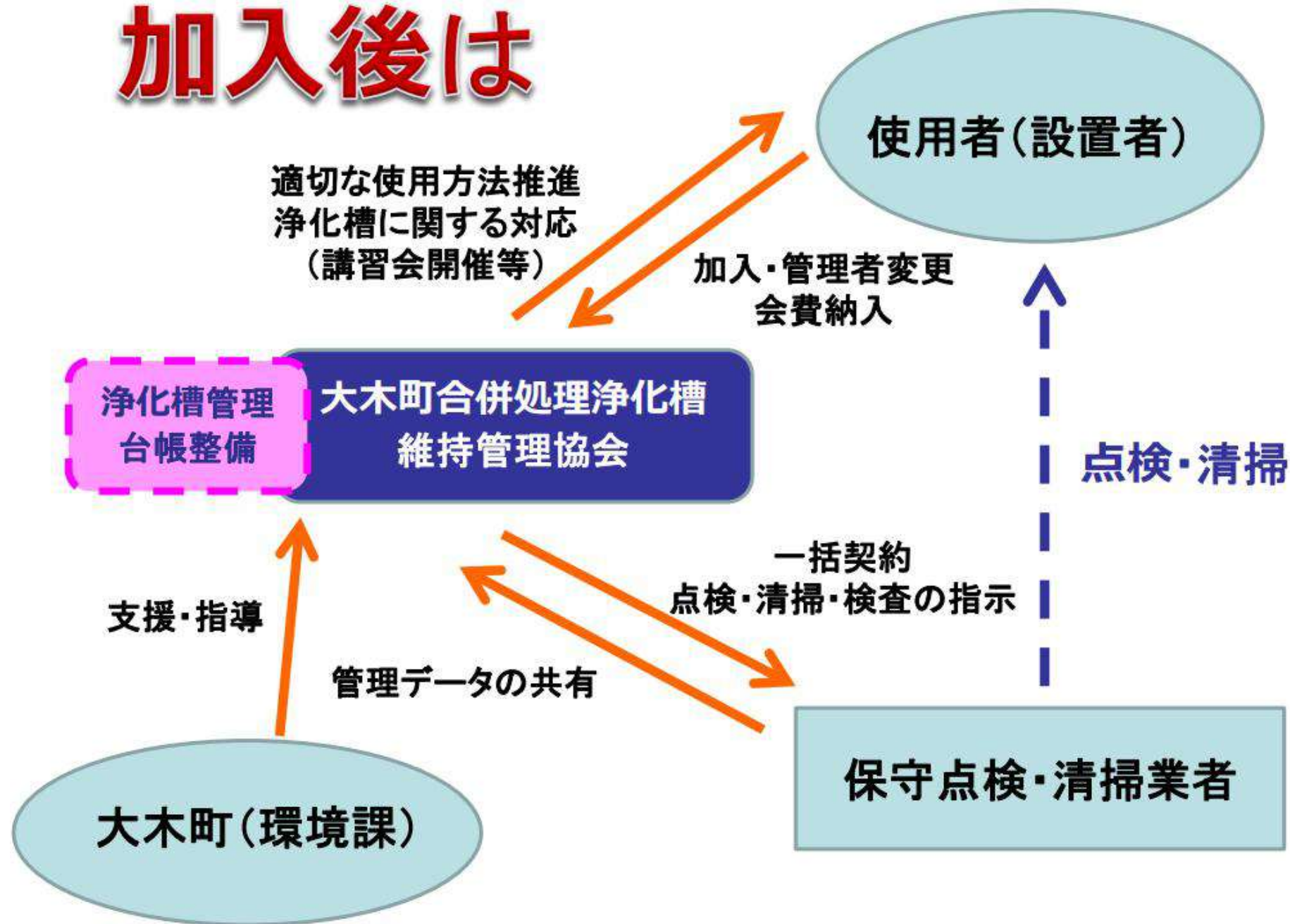
※下水道事業職員数は決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※下水道事業職員数はR1までは常時雇用職員の数、R2からは常勤職員の数。
※地方公務員職員数は令和6年地方公共団体定員管理調査結果より。

個人が補助を受けて設置した浄化槽を、町が公益法人を設立して維持管理する仕組み（個人設置・公共管理）

これまでは



加入後は

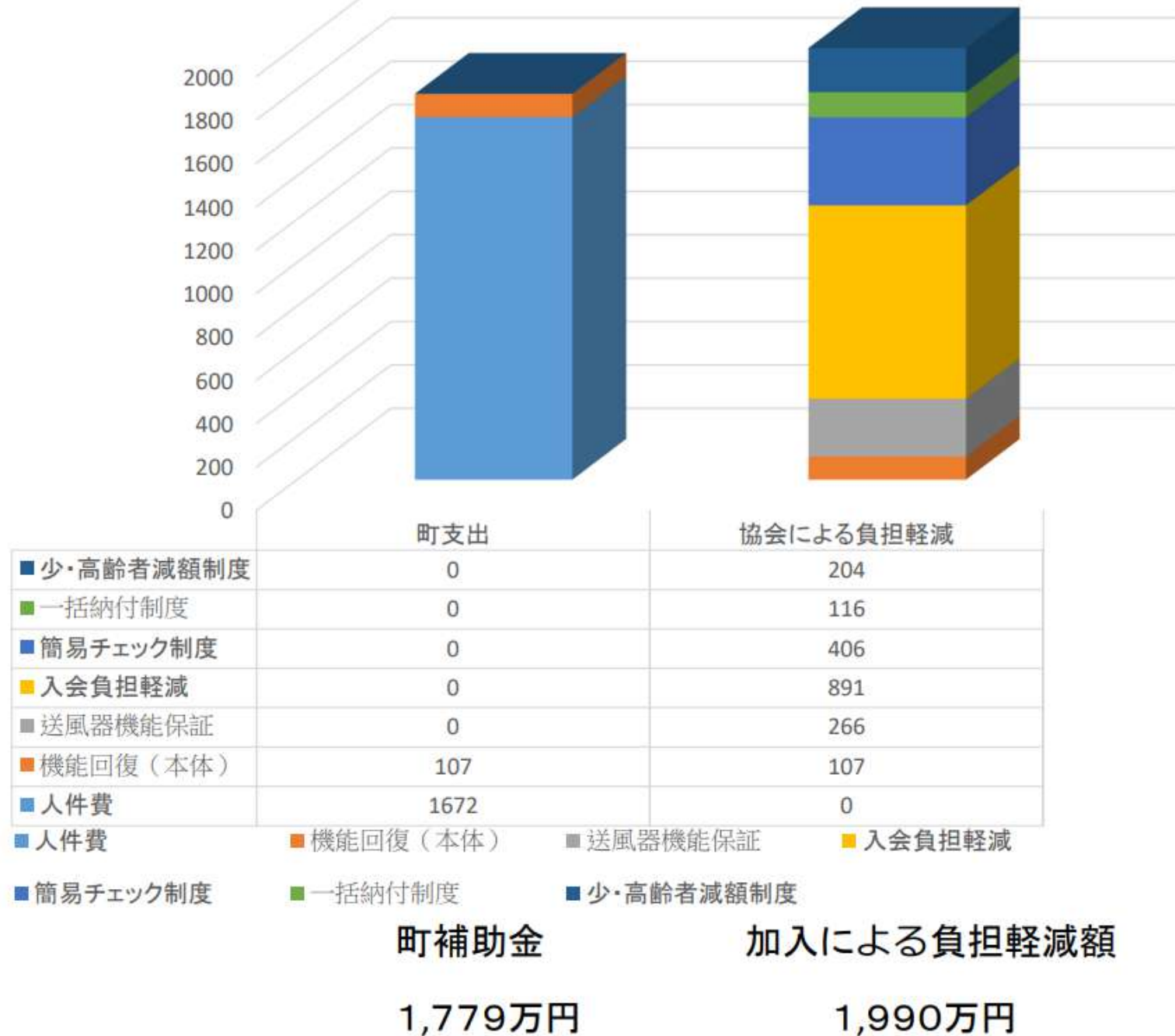


管理費用の軽減

人槽	保守点検・清掃・ 法定検査負担金 (消費税込み)	協会運営費	会費合計	未入会の金額	軽減金額
5人槽	49,050	5,000	54,050	57,300	△3,250
6人槽	50,700	5,000	55,700	59,500	△3,800
7人槽	52,900	5,000	57,900	61,700	△3,800
8人槽	54,000	5,000	59,000	63,900	△4,900
10人槽	58,400	5,000	63,400	68,300	△4,900

単位：(円)

町民への負担軽減（令和4年度）



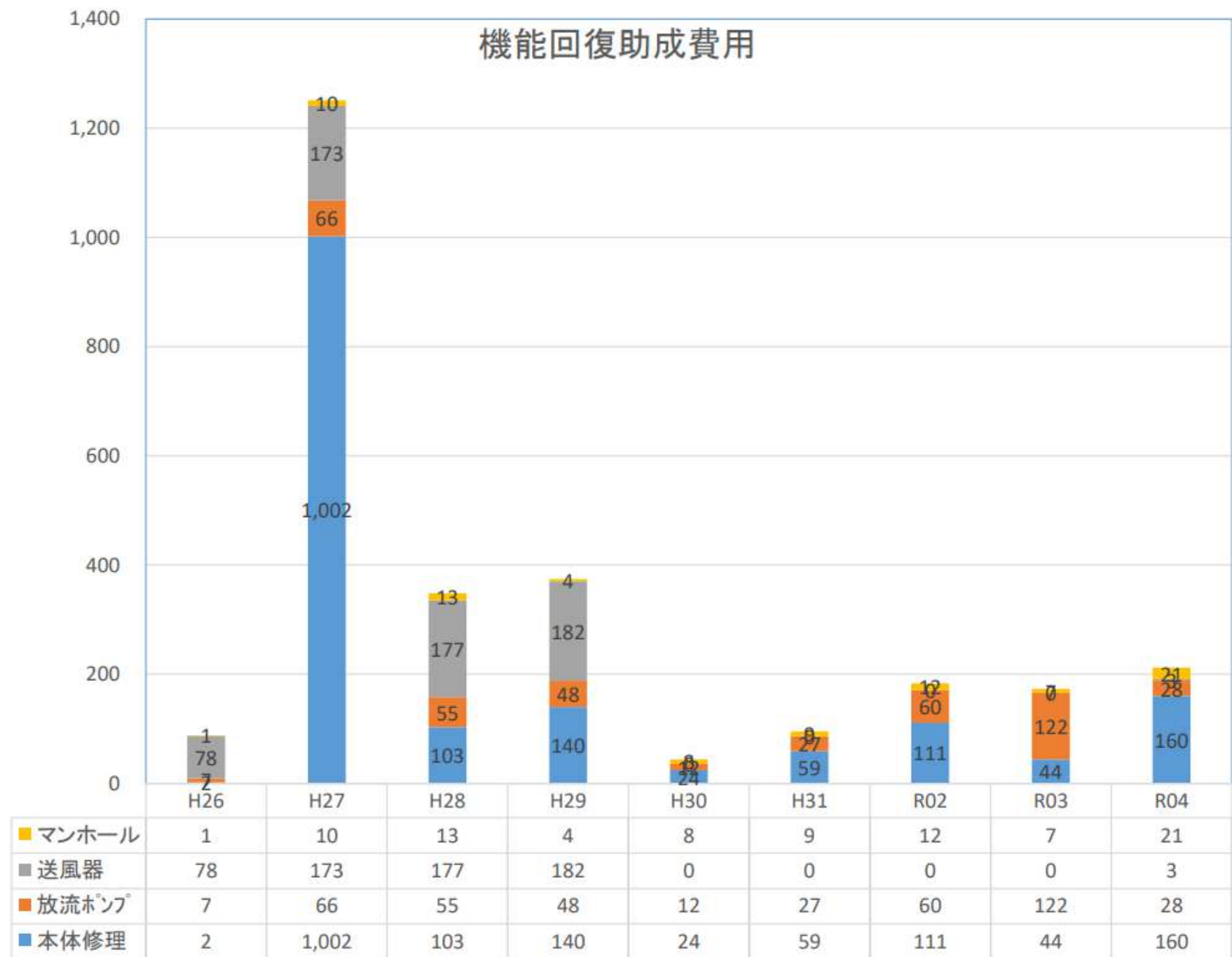
機能回復助成制度

既存の浄化槽において、老朽化及び天災により修理が必要な場合、修理費の一部を助成し、機能の早期回復と長寿命化を図ります

浄化槽本体の修理、付属機器

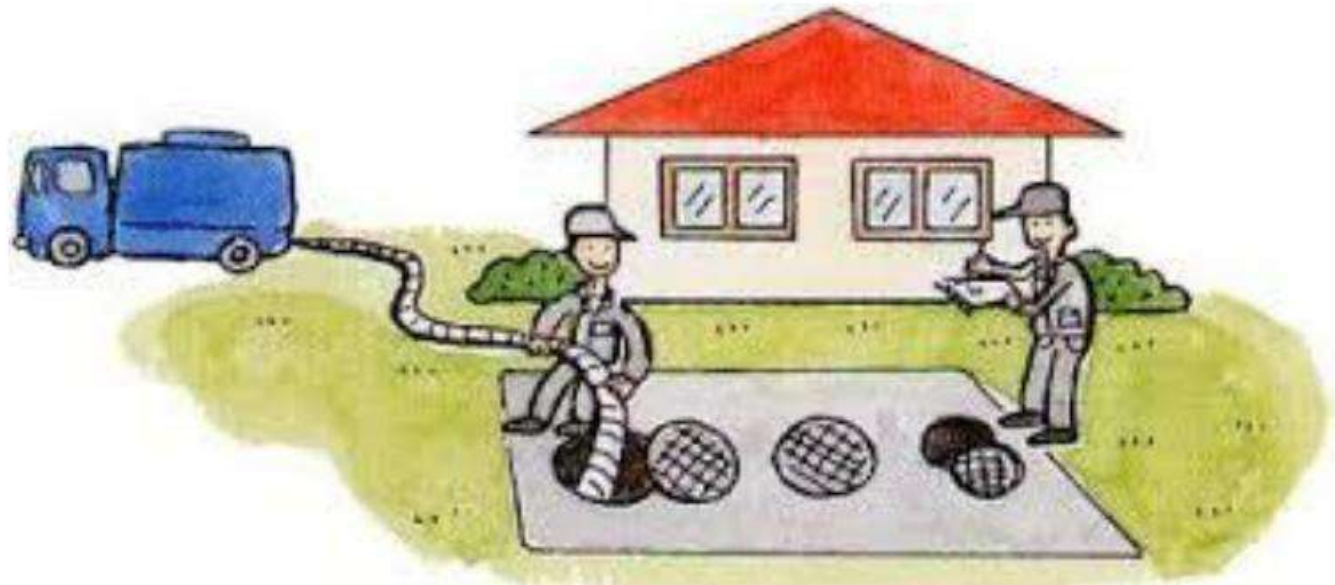
助成額：修理にかかった費用の1／2以内

(年間、上限15万円以内)



少人数高齢者世帯減額制度

- 下水道は使用量に対しての料金
- 浄化槽は人槽に対しての料金
- 1人世帯や高齢者世帯は負担が大きくなる
- 使用料が少ない分は、汚泥量もすくない
- 清掃調整



少人数高齢者世帯減額制度

人槽	会 費 (円)		
	現	新	差額
5人槽	54,050	54,050	0
6人槽	55,700		△1,650
7人槽	57,900		△3,850
8人槽	59,000		△4,950
10人槽	63,400		△9,350

減額対象世帯

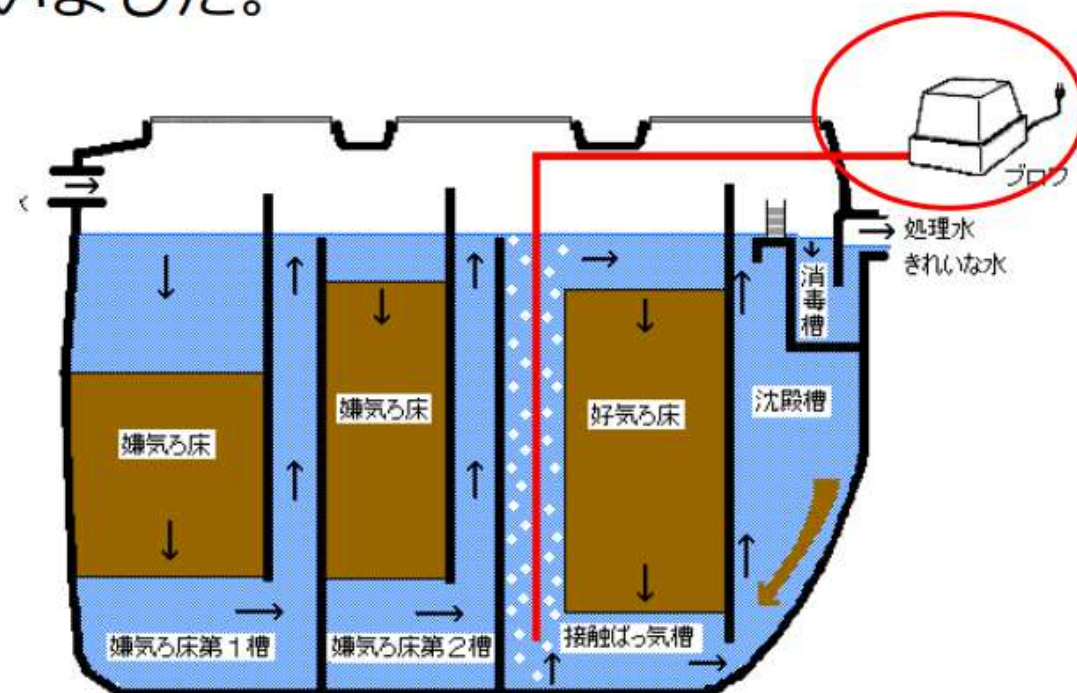
- ・ 1人世帯
- ・ 2人世帯で、いずれか1人が65歳以上
- ・ 6人槽以上の浄化槽設置

減額内容

- ・ 年間の維持管理会費が5人槽(基準額54,050円)の金額に設定

送風器機能保証制度（平成30年度から）

- 浄化槽にとって、送風器は水をきれいにする重要な役割を担っています。もし、送風器が止まってしまうと、悪臭が発生し、処理されていない汚水が堀に流れ出てしまいます。
- また、送風器は数年単位で修理、交換が必要で、突発的な出費となっていました。



協会に加入していると（協会運営費を活用して）



修理



交換

送風器の修理、交換の全て**無料**が実現しました

浄化槽講習会状況

浄化槽に関する情報を持ち寄り、浄化槽に対する知識向上を目的に講習会を実施。



大木町堀なおし計画

～次世代に自信をもってバトンタッチできるために～



かつてのこみ掘けの様子



平成26年度
525名
浄化槽の仕組み
及び使用方法

平成27年度
453名
法定検査
及び機能回復助成

平成28年度
646名
適切な使用方法と
保守点検、清掃の
作業内容

平成29年度
628名
トラブル対応事例
及び協会相談事例

会員宅定期訪問状況



- 年1回以上訪問
- 使用状況確認
- 浄化槽確認
- 不在時は再度訪問

(一般社団法人) 大木町合併処理浄化槽維持管理協会の会員負担とサービス

1. 年会費

単位：円

人槽	保守点検・ 清掃・ 法定検査 (税込) (1)	協会 運営費 (2)	年会費 (1+2=3)
5人槽	49,050	5,000	54,050
6人槽	50,700	5,000	55,700
7人槽	52,900	5,000	57,900
8人槽	54,000	5,000	59,000
10人 槽	58,400	5,000	63,400

2. 会員へのサービス

(1) 会員宅定期訪問

協会技術員（浄化槽管理士）が年1回以上、会員宅を訪問し、使用状況を確認、注意点を説明、使用上の相談を受ける。時期は清掃の3～4月前

(2) 送風器機能保証（H30～）

送風器（ブロワ）の無償修理
古くなって故障した場合は無償貸与

(3) 機能回復助成（H30.6～）

浄化槽本体の修理、放流ポンプ・中継ポンプ・マンホール蓋などの修理交換費用の1/2（上限15万円）

(4) 少人数世帯減額（H27～）

6人槽以上の浄化槽設置者で、①一人暮らし、②2人でお住まいで、そのうち1人が65歳以上世帯が対象。

会費を最低人槽（5人槽）の金額に減額

(5) 会費前納一括納付割引（H27～）

一括納付すれば年会費1,000円割引

(6) 簡易チェック実施割引（H27～）

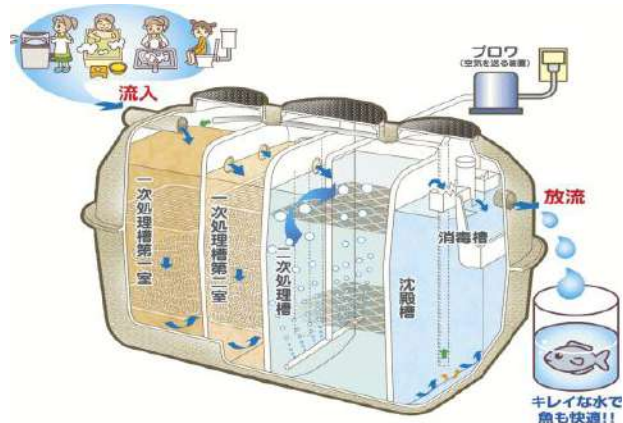
毎月1回、チェック表により送風器の稼働状況、臭気など4項目の目視点検を行えば、年6回を3～4回に減らせるので、年会費を4～6千円減額

(7) 高負荷浄化槽対策の支援

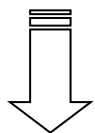
問題のある浄化槽は定期的に監視し指導

(8) 講習会の開催（600人参加）、会報発行

家庭の合併処理 浄化槽



年に1度
清掃



浄化槽汚泥
32.4 t / 日
683.2 t / 月

異物除去

水分99%

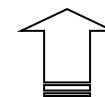
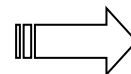
水分96%

汚泥濃縮
遠心分離機

水処理

浄化槽張り水
として再利用

くるるん バイオマスプラント



液肥として
農業利用

事業所の清掃汚泥で重金属が肥料基準を超えるものは別処理

10年前、田川市長選で、市民は下水道に頼らない浄化槽を選択した

福岡県田川市の浄化槽整備 * 公共下水道も農集排もない5万都市・・・第2の夕張にしない。

当初、田川市に公民連携による公設浄化槽事業を提案した



最終的には公設を断念し、「個人設置・公的管理型浄化槽整備事業」を制度化

結論：市は、個人の宅内に公有財産は持ちたくない。

設置補助をさらに50万円上乗せ（浄化槽基金17億円＋過疎債を活用）

年間設置基数250基、うち7割は単独処理浄化槽・汲み取りからの転換



浄化槽維持管理事業補助金 補助金申請の受付を開始します

○浄化槽維持管理事業補助制度とは・・・

浄化槽がしっかり働くために行う

1. 保守点検 (浄化槽の点検調整)
2. 清掃 (浄化槽内部の汚泥汲取り)
3. 法定検査 (水質の検査)

の費用の一部を補助する制度です。

○対象になる条件は・・・

- ①合併処理浄化槽区域で、合併処理浄化槽が設置されている個人住宅である。
- ②設置場所に住民登録がある。
- ③市税の滞納がない。
(市税とは、固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税です。)
- ④年度を通じて適正な維持管理を行った。
※一般住宅の場合、年間で保守点検3回、清掃1回、法定検査1回
※法定検査の結果が「判定(不適正)」であり、改善されていない場合は、補助金が出ない場合があります。

○申請の方法は・・・

- ①申請書類に必要事項を記入し、保守点検・清掃の領収書(コピー可)を貼る。
- ②法定検査の結果書をコピーし、添付する。
※市の水道をお使いの方で、漏水等により減免申請を行った方は、決定通知書の写しも添付してください。
- ③郵送または持参し、申請する。

市での申請書類審査、補助額算定

4月末から5月ごろに補助金の振込
(条件によっては補助金が交付されない場合もあります。)

平成29年4月1日から平成30年3月末までに実施した
保守点検3回(領収書)・清掃1回(領収書)・法定検査1回(検査結果のコピー)が必要です。
(紛失した場合は業者に再発行をお願いしてください)

※代金振込の関係で申請締切日(3/30)に領収書が間にあわない場合は、
請求書のコピーでも構いません。

浄化槽が正しく機能するには適正な維持管理が必要です。正しく維持管理を行いましょう。

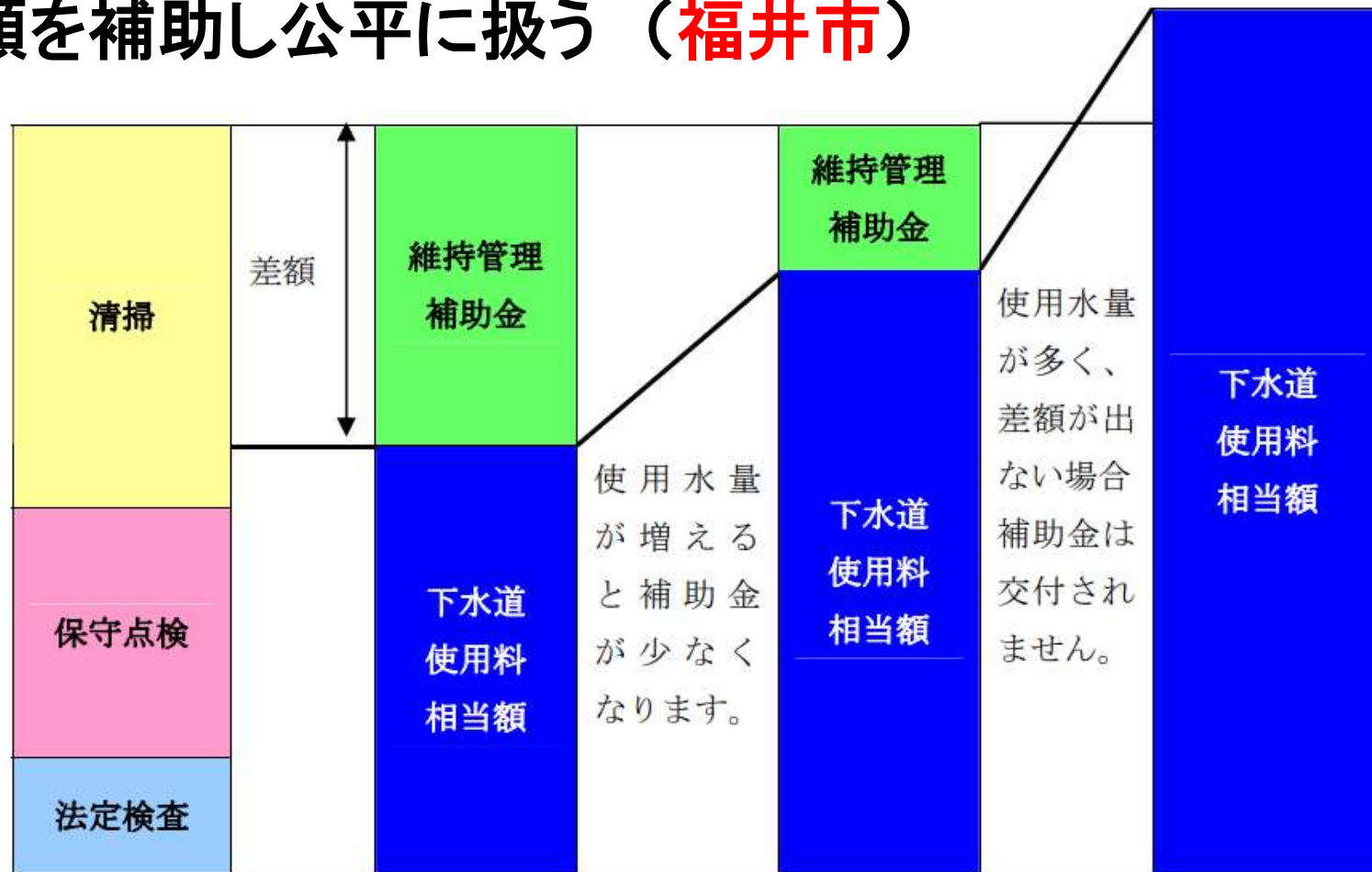
提出期限 平成30年3月30日(金) 必着

福井市下水道部下水道お客様サービス室

浄化槽係 連絡先：(0776) 20-5634

合併処理浄化槽維持管理補助金のイメージ図

浄化槽利用者に下水道使用料との差額を補助し公平に扱う (福井市)



* 下水道使用料相当額＝水道使用量から算出した仮の下水道使用料

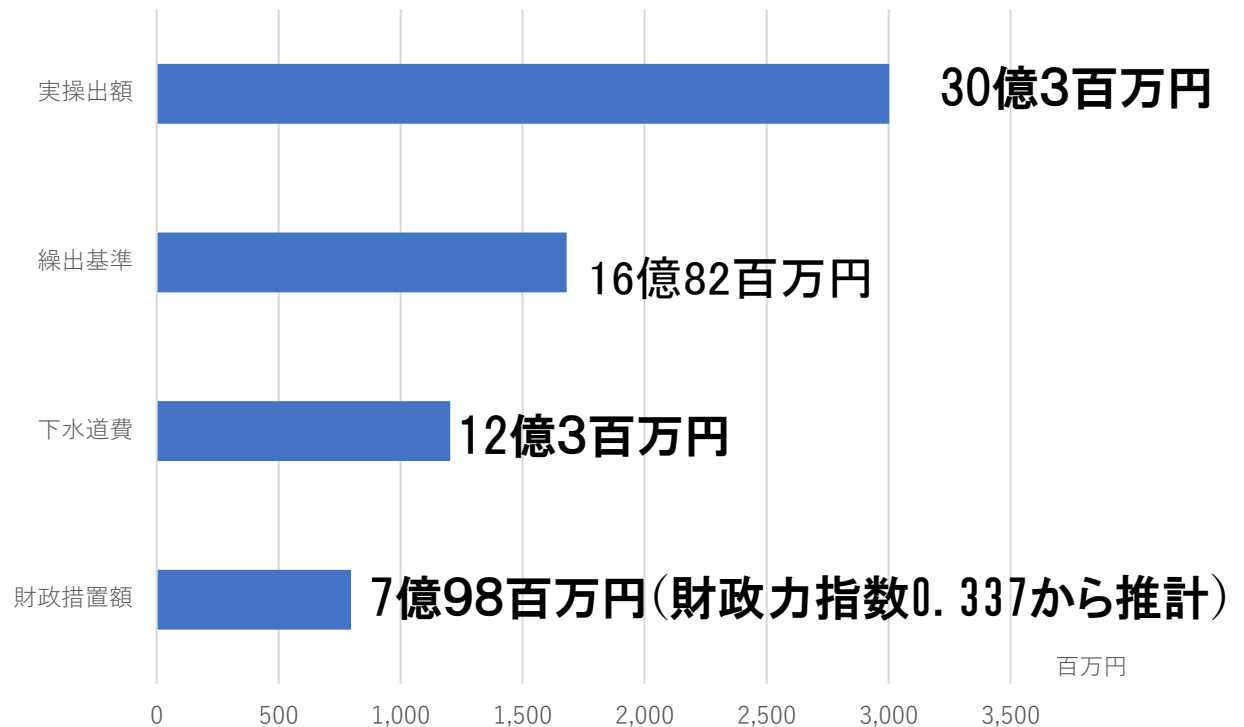
○ 一般会計繰出基準(抜粋)

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道に要する経費
- 3 下水の規制に関する事務経費
- 4 水洗便所への改造命令事務経費
- 5 風呂用水の処理に要する経費
- 6 高度処理に要する経費
- 7 高資本費対策に要する経費
- 8 下水道事業債(特別措置)償還係費

自治体の財政担当者は、基準財政需要額は標準的な経費であり、公営企業への繰出金についても基準財政需要額への算入分こそが繰出基準にかなう額であると誤解しがち。下水道事業に係る繰出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度。繰出通知に沿った額の繰出を行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーできない。基準財政収入額に算入されない地方税等である留保財源で対応せざるを得ない。

国の財政支援にも限度がある ～国の繰出基準と交付税措置の実際～

○ M市の例(令和4年度)



国の財政支援制度によるM市への支援額と市の実負担額推計(R4年度)

地方交付税:標準的な行政を実施するため、税収入が不足する場合、その不足額を埋める仕組み

(公営企業統計R4決算から)

一般会計実繰入額 30億 3百万円 *1

地方交付税算入額 7億97百万円 *2

市税負担額 22億 5百万円

使用料収入は8億8百万円しかなく税金で穴埋めしながら”自転車操業” いずれ財政は破綻。

*1 実繰入額=基準内+基準外 = 3, 003, 560

*2 算定額1, 203, 286×(1 - 0.337)
= 797, 779

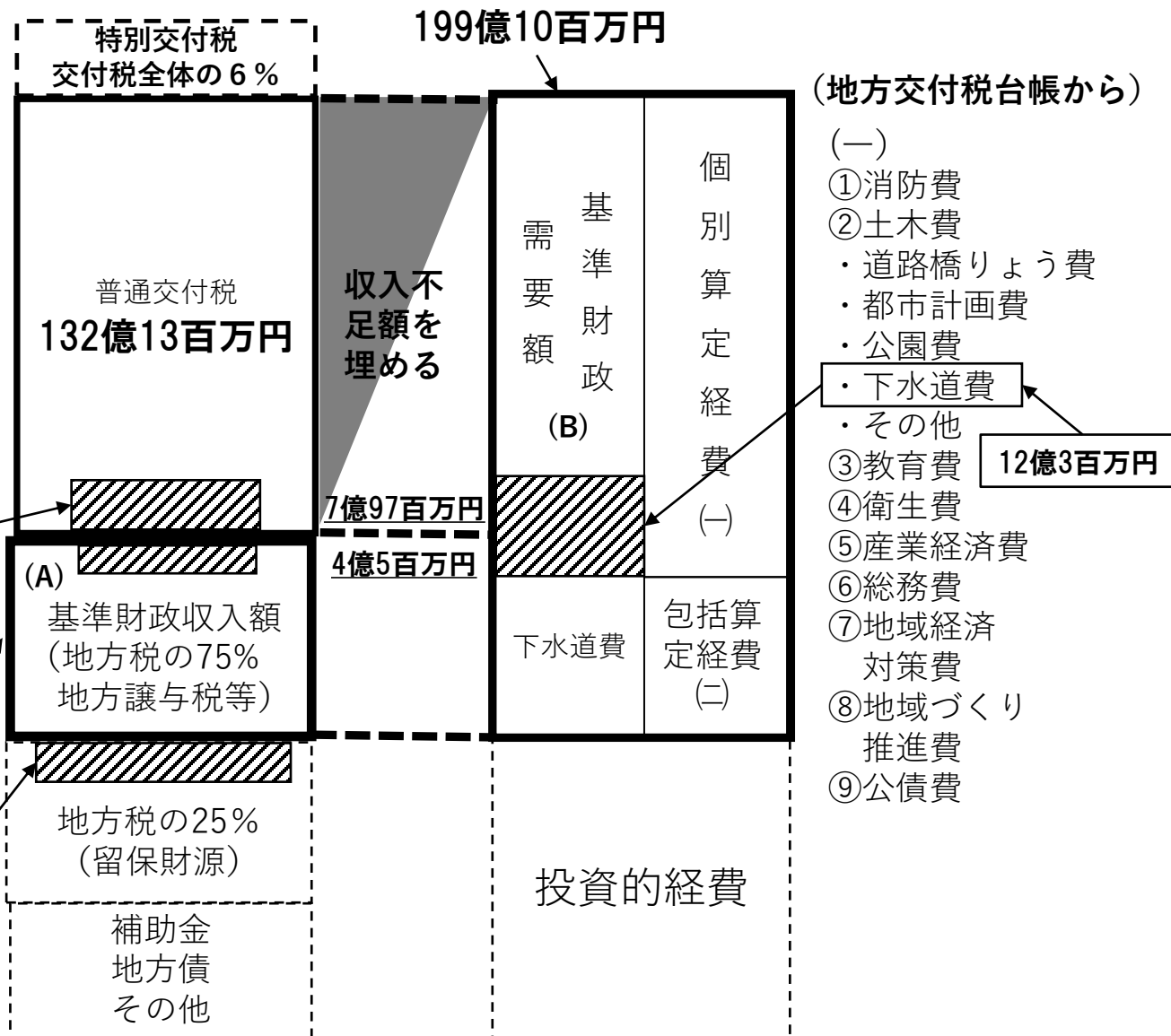
$$\frac{A}{B} = 0.337337$$

財政力指数 = 過去3年間の平均値
(指数の目安)

1. 0~ 不交付団体(77自治体)富裕団体
~0. 4 過疎団体の要件

12億 3百万円
66億97百万円

基準外繰入金



既設の集落排水から公共浄化槽への転換事例(南伊豆町)

- 静岡県南伊豆町においては、地元行政区からの漁業集落排水の老朽化に伴う施設廃止要望を受け、令和3年度までに**漁業集落施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置**を実施。

○事例内容

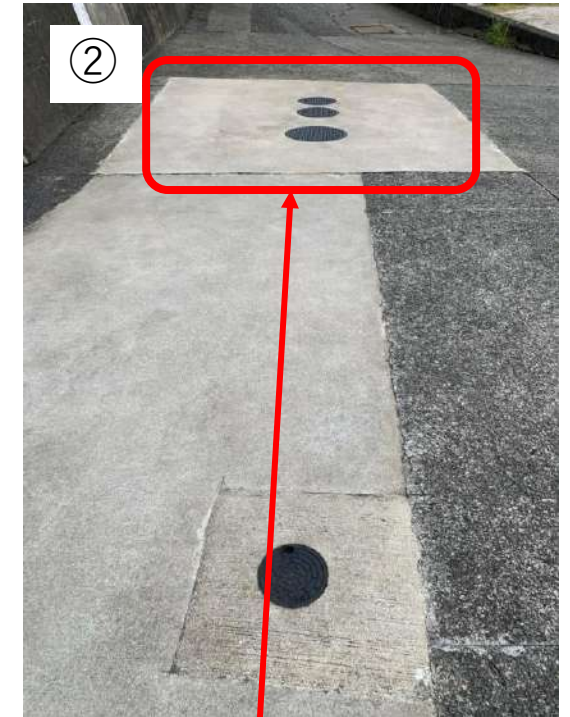
- 対象者：集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費：合併処理浄化槽購入費・設置に要する経費（配水管敷設費、物件補償費を含む）
- 廃止に要した時間：**6年**（平成28年度～令和3年度）
- 廃止に伴う代替事業：集落排水事業廃止に伴う機能補償を実施（10/10町補助）
※**維持管理費は個人負担**

○実績

- **2年間で68基を設置、事業費1億4,443万円**（212万円/基）
- 財源：過疎債1億4,030万円、一般財源413万円
- 設置内訳：5人槽38基、7人槽24基、10人槽3基、14人槽2基、21人槽1基

敷地内に設置できない宅地は町道を占用して浄化槽を設置した（2戸）

処理場 令和5年度（解体）





第49回

全国環整連 全国大会 in TOKYO

パネルディスカッション

【法改正】

主催：全国環境整備事業協同組合連合会

後援：環境省

パネリストプロフィール



自由民主党

鈴木 宗男 様

【経歴】

- 昭和23年 北海道足寄郡足寄町生まれ
- 平成 45年 拓殖大学政経学部 卒業
- 平成 58年 第37回衆議院議員総選挙 初当選
- 平成元年 防衛政務次官（1期目） 就任
- 平成元年 防衛政務次官（2期目） 就任
- 平成 2年 外務政務次官 就任
- 平成 5年 防衛政務次官（3期目） 就任
- 平成 9年 国務大臣 北海道・沖縄開発庁長官 就任
- 平成10年 内閣官房副長官 就任
- 平成11年 自民党総務局長 就任
- 平成14年 衆議院外務委員長 就任
- 平成17年 地域政党「新党大地」結成 同代表就任
- 平成21年 衆議院外務委員長
- 平成22年 衆議院議員在職25年永年議員表彰
- 令和元年 参議院議員・全国比例区 当選

パネリストプロフィール



立憲民主党

山崎 誠 様

【経歴】

昭和 37 年 東京都練馬区生まれ

昭和 62 年 上智大学法学部法律学科 卒業

平成 18 年 株式会社熊谷組、日揮株式会社に勤務

平成 21 年 横浜市議会議員当選（2 期）

平成 21 年 衆議院議員選 初当選（現在 4 期目）

平成 29 年 立憲民主党副幹事長に就任

平成 30 年 立憲民主党政務調査会副会長に就任

衆議院経済産業員会理事に就任

衆議院震災復興・原子力特別委員会理事に就任

パネリストプロフィール



国民民主党

仙田 晃宏 様

【経歴】

昭和 57 年 愛知県生まれ

平成 17 年 明治大学政治経済学部 卒業

平成 17 年 株式会社 NTT データ 入社

平成 30 年 株式会社 NTT データ 課長

令和 5 年 国会議員秘書

同 国民民主党 岐阜県第 3 区総支部長 就任

令和 7 年 衆議院議員選挙 初当選（比例東海）

同 環境委員会 理事 就任

同 国民民主党 国会対策副委員長 就任

同 国民民主党 環境整備事業向上議員連盟 事務局長 就任

同 国民民主党 政務調査会 副会長 就任

令和 8 年 国民民主党 経済調査会 事務局長 就任

パネリストプロフィール



総務省 地方公営企業経営アドバイザー
青森県むつ市参与
(公財) 日本環境整備教育センター 評議員
総務省 上下水道経営基盤強化研究会 構成員
静岡県富士市上下水道事業経営審議会委員
静岡県水道広域化推進アドバイザー

遠藤 誠作 様

昭和 24 年（1949 年）福島県田村市生まれ
東北大学大学院農学研究科終了（修士）

【前 歴】

北海道大学大学院 公共政策学研究センター研究員
福岡県田川市参与

【業 務 経 歴】

1970 年福島県三春町役場入庁。農水省経済局への出向などを経て、公営企業管理者職務代理者（企画局長）、行財政改革室長、財務課長、保健福祉課長などを歴任、この間、厚労省厚生科学審議会臨時委員・専門委員等。

1998 地方行革で簡水・下水道 5 事業へ地方公営企業法適用や、公下区域縮小・農集排中止に代る町設置型浄化槽事業創設、浄化槽利用者負担に合わせた下水道料金統一（4,500 円 / 月 20 m³）、会計・料金・施設管理の包括委託、県立病院廃止に伴う町の財政負担なし指定管理者制度による町立病院開設、設計施工一括発注による坪 5 8 万円病院建設、病院を核にした三春型病診連携。各地の上下水道経営改善、浄化槽による下水道整備、経営戦略策定、使用料改定などにアドバイザー（R7 は 2 0 市町村）として関わる。

著書「浄化槽を活用した汚水処理事業」「Johkasou – Wastewater Management in a Local Municipality in Japan」アジア開発銀行研究所（Web 出版）等、「環境情報」に『現場から浄化槽の施策を考える』『公営企業』に『公営企業新時代講座』を連載。

パネルディスカッション

資料目次

一般廃棄物処理の変遷	1
廃棄物処理法 直営の原則	2
令和5年度の清掃実施率	3
区域割の有無による清掃実施率の分布について	4
浄化槽行政に関する調査結果	5
1. 浄化槽法改正案について（環境省）	6
廃棄物処理法改正案の解説	11
公正取引委員会の見解について	12
小浜最高裁判決の概要	13
令和5年度「一般廃棄物処理計画」に関する調査 における策定状況のフォローアップに関する報告書	17
し尿処理場の能力不足	20
廃棄物処理法における許可の比較	21
2. 廃棄物処理法改正案	22
3. 個別下水道	24
4. 資料ボックス	31
区域割りの方法	34
一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について	35
岐阜県の状況	40
全国の下水道事業建設費	45
5. 点検回数について	46
6. 放流ポンプ槽について	50
合特法	55

一般廃棄物処理の変遷

元来 し尿は有価物・肥料として重宝された

明治 33 年 汚物掃除法施行（日本初の廃棄物に関する法律）

昭和 5 年 汚物掃除法改正（市町村はし尿処理の義務を負う）

昭和 19 年 浄化槽の規格制定 徐々に普及

昭和 29 年 清掃法施行

市町村に処分場はなく、業者はやむなく不当投棄を繰り返していた

行政から業者に対し新規許可の脅しや低料金の押し付けがなされていた

昭和 45 年 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）施行

一般廃棄物と産業廃棄物に分類

昭和 50 年 合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）

昭和 58 年 浄化槽法施行

平成 10 年 ごみ自由化（日経新聞発表）浄化槽登録制

平成 12 年 単独浄化槽の新設廃止

平成 26 年 10・8通知（平成 26 年 1 月 28 日最高裁確定）

令和元年 浄化槽法改正（特定既存単独浄化槽の規定、浄化槽台帳の整備）

（公共浄化槽の規定、休止届、協議会の設置、管理士研修会）

令和 4 年 発足 立憲民主党・一般廃棄物処理議連、自民党・環境事業高度化議連

全国平均清掃率 令和 4 年度 63.6%、令和 5 年度 64.1%（環境省発表）

特定既存単独浄化槽の判定 3 県 1 市 431 件（令和 5 年度）

一般廃棄物処理実施計画未策定 334 市町村（令和 5 年 11 月）

令和 6 年 総務省勧告（特定既存単独浄化槽の判定不備、実施情報の未管理、台帳未整備）

浄化槽法施行状況点検検討会（有識者会議）

令和 7 年 発足 国民民主党・環境整備事業向上議連

浄化槽法改正案（実施情報のデジタル報告、特定既存単独浄化槽の判定）

廃棄物処理法 直営の原則

法第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

法第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

10・8 通知 （別添）最高裁判決抜粋

市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあつても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

（別添）最高裁判決抜粋

②「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」

令和5年度の清掃実施率（最終確認中）



令和5年度における都道府県別清掃実施率

都道府県	清掃実施率	合併 実施率	単独 実施率
北海道	71.2%	74.4%	60.2%
青森県	65.0%	67.4%	63.4%
岩手県	56.7%	57.8%	38.4%
宮城県	80.5%	82.7%	73.9%
秋田県	70.4%	73.7%	64.9%
山形県	80.5%	84.0%	76.3%
福島県	67.6%	78.6%	57.7%
茨城県	57.6%	52.0%	69.2%
栃木県	38.7%	34.6%	45.9%
群馬県	41.2%	42.7%	39.8%
埼玉県	56.7%	56.7%	56.8%
千葉県	53.2%	45.4%	62.9%
東京都	65.4%	70.2%	60.5%
神奈川県	57.7%	57.5%	57.8%
新潟県	61.0%	68.6%	57.3%
富山県	55.9%	61.4%	53.1%

都道府県	清掃実施率	合併 実施率	単独 実施率
石川県	50.5%	42.9%	57.3%
福井県	57.5%	61.9%	53.6%
山梨県	34.4%	34.8%	34.2%
長野県	28.2%	30.9%	12.1%
岐阜県	95.5%	97.7%	93.4%
静岡県	74.4%	78.7%	70.9%
愛知県	65.4%	70.4%	61.6%
三重県	63.5%	71.8%	51.6%
滋賀県	70.7%	76.6%	59.4%
京都府	47.6%	60.2%	21.7%
大阪府	74.1%	77.2%	71.4%
兵庫県	57.5%	66.0%	44.7%
奈良県	60.5%	71.7%	54.9%
和歌山県	67.0%	70.7%	62.6%
鳥取県	50.3%	54.0%	46.7%
島根県	82.6%	86.2%	78.1%

都道府県	清掃実施率	合併 実施率	単独 実施率
岡山県	82.3%	83.3%	80.2%
広島県	71.0%	74.4%	65.6%
山口県	77.2%	77.9%	76.2%
徳島県	62.0%	66.2%	58.4%
香川県	28.5%	31.8%	24.0%
愛媛県	50.3%	52.9%	47.7%
高知県	67.8%	81.9%	45.4%
福岡県	76.2%	85.8%	43.3%
佐賀県	78.5%	88.1%	53.7%
長崎県	79.0%	81.9%	63.6%
熊本県	83.4%	83.3%	83.6%
大分県	79.3%	82.9%	74.3%
宮崎県	85.2%	86.9%	82.8%
鹿児島県	91.1%	91.6%	89.8%
沖縄県	38.5%	49.3%	30.7%
全国合計	64.1%	67.4%	60.2%

○各都道府県別清掃実施率

- 令和5年度中に清掃の実施を確認できた基数を集計
- 全国平均値は**64.1%**(令和4年度は63.6%)
- 清掃実施率は20～90%台まで分布しており、都道府県毎に大きく異なる。
- 昨年度調査は約200市町村が実施率不明と回答していたが、今年度調査では不明又は0%と回答した市町村は5団体に減少

区域割の有無による清掃実施率の分布について



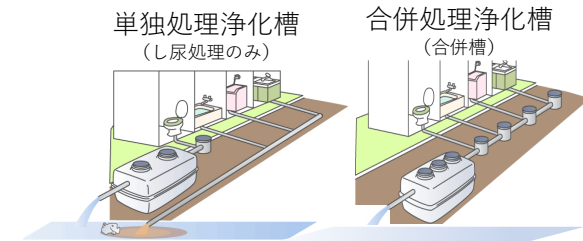
- 区域割ありの市町村で清掃実施率90%以上の市町村は170団体（区域割ありの市町村全体の約27%）、区域割なしの市町村で清掃実施率90%以上の市町村は128団体（区域割なしの市町村全体の約12%）。
- 清掃実施率が無回答又は40%以下の市町村数は、区域割ありの市町村で計183団体（区域割ありの市町村全体の約29%）、区域割なしの市町村で計341団体（区域割なしの市町村全体の約32%）存在。

浄化槽行政に関する調査結果（概要）

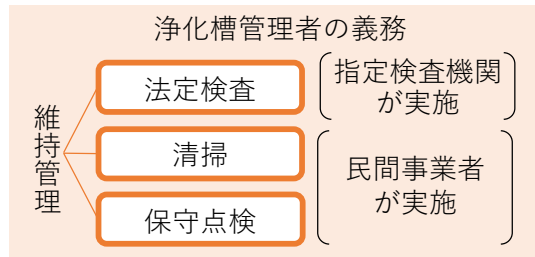
！ 調査の背景

13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
< 全体753万基のうち単独槽357万基（令和3年度末） >

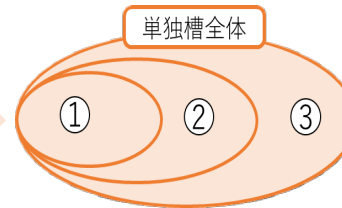
〔 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 〕



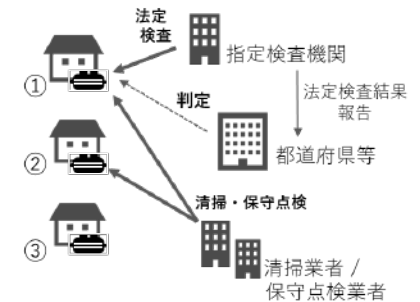
< 判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度） >



維持管理の状況
(①～③) ごとに
改善策を検討



- ① 法定検査を受検
- ② 法定検査は未受検だが、清掃や保守点検を実施
- ③ いずれも未受検・未実施



調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、**現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり**（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、**法定検査の結果も活用されていない**ために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ **清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく**、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、**台帳の整備が進まず、十分に活用されていない**（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）⁵

！ 勧告

判定の考え方の見直し・
定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を
活用するための措置

清掃業者や保守点検業者
からの情報収集の仕組み
を有効に機能させるための
措置

維持管理の向上に向けた
浄化槽台帳の整備・活用
方法の提示、デジタル化
の検討

💡 期待される効果

特定既存単独槽の
除却等の促進
（合併槽への転換）

法定検査、清掃、
保守点検の実施率
向上

➡ 生活環境の保全
公衆衛生の確保

浄化槽法改正案について (環境省)

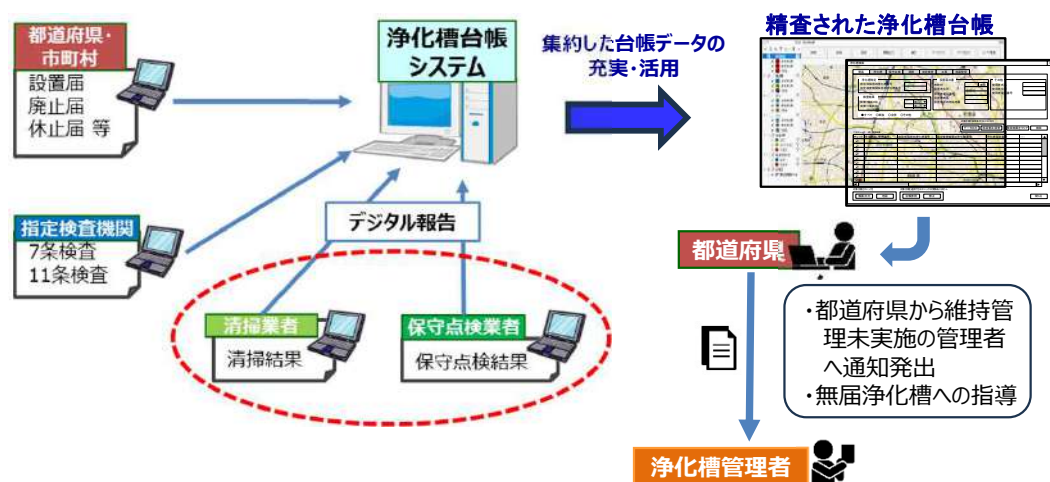
浄化槽法改正の必要性

背景

- 令和元年の浄化槽法改正では合併処理浄化槽への転換・適切な維持管理を促進するため、特定既存単独処理浄化槽*に対する措置や、浄化槽台帳の整備に係る規定を設けた。*放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽
- 改正後の施行状況を見ると、特定既存単独処理浄化槽の適用件数は約400基、維持管理の実施率は保守点検70%、清掃64%、11条検査48%にとどまる。※令和5年度浄化槽の指導普及に関する調査より
- こうした状況を踏まえ、「維持管理の向上」「合併処理浄化槽への転換の促進」に向けて、浄化槽台帳の整備とそれに基づく指導の徹底等を図るため、再度の浄化槽法改正が必要。

浄化槽の維持管理の向上

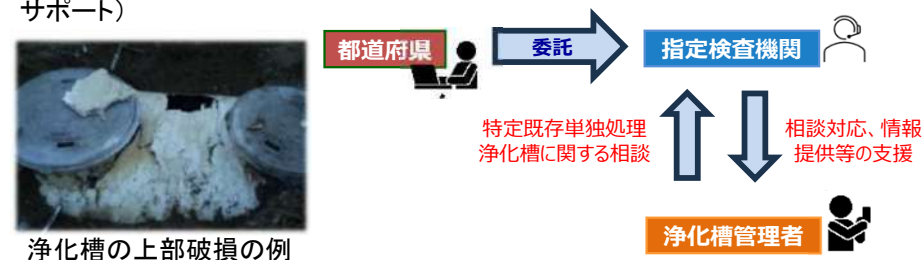
- 保守点検・清掃の実施状況について、業者からの報告を義務化（デジタル報告を原則とする）
- 維持管理（保守点検・清掃・11条検査）の義務を果たしていない管理者に対し、都道府県知事が通知を行う手続を新設
- 無届浄化槽の存在が明らかになった際、都道府県から管理者に情報提供等を求められる規定を新設



- ✓ 清掃・保守点検業者からの維持管理情報のデジタル報告を義務づけることで、実態に即した台帳のデータ整備が促進される。
- ✓ 併せて、維持管理を実施していない管理者への通知手続の創設により、行政から管理者への関与を担保
- ✓ これにより、台帳データの充実→行政の関与→維持管理の向上というサイクルが実現。7
- ✓ 実態に即した台帳データの整備は、災害時の迅速な対応にも寄与

合併処理浄化槽への転換の促進

- 都道府県の役割として、特定既存単独処理浄化槽への措置を講ずる際の浄化槽管理者への情報提供等を明確化（委託を受けた指定検査機関が都道府県をサポート）



- ✓ 特定既存単独処理浄化槽と判定された浄化槽に対する措置について指定検査機関がサポートすることで、合併処理浄化槽への転換を促進。（老朽化等により破損・漏水した単独処理浄化槽は毎年約7,000件報告されている。）

浄化槽工事の施工技術の確保

- 浄化槽設備士に対し、知識・技術の向上等を努力義務化（講習の受講を補助金の要件化し実効性を担保）



浄化槽設備士研修会

近年の災害を踏まえた液状化対策など、施工技術に関する知識のアップデートが必要。

令和元年法改正において、浄化槽管理士については保守点検の登録更新時に研修会受講を要件化。



能登半島地震により被災した浄化槽

- ✓ 浄化槽の技術革新も踏まえた講習の受講等により、浄化槽設備士の技術力を担保。

I 浄化槽の維持管理体制の強化



- 8

2 浄化槽管理者に対する通知等

- (1) 都道府県知事は、浄化槽法の施行（保守点検・清掃・水質検査の義務の履行）に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、次の事項を行うべき旨を通知するものとする（通知事務の委託可）。
 - ・ 浄化槽の保守点検・清掃
 - ・ 水質に関する検査
- (2) 都道府県知事が浄化槽管理者等に対し必要な助言、指導又は勧告を行う場合には、「浄化槽が適切に維持管理されていないことその他の事情」を勘案すること。

3 環境大臣による資料提出要求等

環境大臣は、水質に関する検査に関する事務等に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができること。

4 特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対する支援

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに当たっては、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽に関し必要な相談、情報の提供その他の支援を行うことができること（支援事務の委託可）。

5 その他

- ・ 浄化槽管理者が自ら保守点検・清掃を行った場合の報告規定の整備
- ・ 事務の委託について必要な規定の整備

Ⅱ 浄化槽工事の施工技術の確保

- 1 浄化槽工事業者は、浄化槽工事に従事する者の育成及び確保その他の浄化槽工事の施工技術の確保に努めなければならないこと。
- 2 浄化槽設備士は、浄化槽工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこと。
- 3 都道府県知事は、1・2に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

Ⅲ その他

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

廃棄物処理法 許可要件

法第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

法第七条 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

10・8 通知 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

法第 7 条 11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。



全国環整連 改正案

法第 7 条 11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定める。
その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物処理法の解説 平成二十四年版・令和二年版

25 「区域」を定めることができることとしているのは、市町村が行う収集若しくは運搬又は処分業務との調整及び当該処理区域における清掃事業の円滑な遂行という要請上、当然のことである。区域は、必ずしもまとまった広がりをもつものでなくとも、例えば、散在するA工場、B事業場及びC店を区域として定めてもよい。すなわち、分担部分を定めることができるというに等しい。同様の趣旨から、地理的分担区分以外に一般廃棄物の種類等により分担部分を定めることができる。例えば、焼却灰の埋立処分に限るというような制限は可能である。

本条により一般廃棄物処理業者が区域を定めて許可された場合、その区域について市町村長が他の業者を許可しない限り、その業者Dが、その区域を独占的に営業し得ることとなるが、この利益は、区域が指定されたことの反射的利益にすぎないから、その区域において他の業者Eが営業を行ったとしても、DはEを相手として、裁判所に対しその営業の停止を求めることはできない。

ただし、Eが無許可営業等で行政処分や罰則の対象となることはある。

一般廃棄物処理法における許可区域の定めに関する
公正取引委員会の見解について

衆議院予算委員会第6分科会（令和6年2月28日）

質問 立憲民主党 末松義規議員

回答 公正取引委員会 古谷委員長

質問 事業者が相談して区域を定めた場合、独占禁止法の指導対象になりますか

回答 市町村長の区域割りが行われていない場合において、事業者が共同して区域を決定した場合、独占禁止法上市場カルテルに該当することになり得ます。

質問 事業者の長年の努力で区域割りが自然と形成され、暗黙の相談があったかどうか表面的にはわからない状況の場合、同様に独占禁止法の指導対象になりますか

回答 一般論ではありますが、区域割りが許可されていない中で、相互に仕事を分け合われるようなことになれば、独占禁止法上問題となるおそれがあると言わざるを得ない。

質問 市町村が区域を定めていれば、問題はありませんか

回答 廃棄物処理法に基づいて市町村が区域を定めた場合、法律に基づき様々な配慮をされた上で、市町村長の権限で定めた前提であれば、許可を受けた一般廃棄物処理業者がそれぞれの区域で事業を実施すること自体は、独占禁止法上問題になることはない。ただし、1つの区域に複数の事業者がいる場合には、価格などの面で共同行為をしますと問題となる恐れがあります。

質問 廃棄物処理法第6条及び第7条に基づいて、清掃率向上という観点から市町村が区域調整を行うということは、独占禁止法に当たらないのか

回答 廃棄物処理法に基づいて、市町村長が権限を行使し、行われる区域を定めることについては、独占禁止法上から申し上げる立場にない。

小浜市最高裁判決 概要

平成 13 年 10 月

事業系ごみの新規許可

裁判

平成 18 年 5 月 25 日

福井地裁に提訴（原告 既存業者 被告小浜市長、補助参加人）
A の更新無効、補助参加人の許可、更新無効の確認を求める訴訟
損害賠償請求（平成 19 年 3 月 5 日併合するも原告適格に欠く）

平成 22 年 9 月 10 日

福井地裁判決 原告敗訴

判決理由 廃棄物処理法第 7 条による許可処分が、既存の許可業者等の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る独占的地位ないしその経営の安定などの営業上の利益を当該許可業者等の個別的利益として保護する趣旨を含むものであるとは解されない。

平成 22 年

名古屋高裁に上告（原告 既存業者、被告小浜市長、補助参加人）

平成 23 年 6 月 1 日

名古屋高裁判決 原告敗訴

判決理由 同条及びその関連法規中には、一般廃棄物処理業者の経済的利益を個別に保護する趣旨の規定は見当たらない。

逆転判決

平成 23 年

最高裁に上告（原告 既存業者、被告小浜市長、補助参加人）

平成 25 年 5 月 8 日

既存業者廃業

平成 26 年 1 月 28 日

最高裁判決 原告勝訴

判決理由 ①廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。

②その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第 3 条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っ

ていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成 26 年 1 月 28 日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」

② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」

③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者があ
る場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、
当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な
考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して
事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険
が生じ得るものといえる。」

④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申
請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当
該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮するこ
とが求められるものというべきである。」

⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一
般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされ
た一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消し
を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

令和５年度「一般廃棄物処理計画」に関する調査における
策定状況のフォローアップに関する報告書

１ フォローアップ時期 令和６年１０月調査（令和６年１１月７日）時点

２ フォローアップ対象 令和５年１２月７日付け事務連絡「一般廃棄物処理計画に関する調査について（依頼）」において、基本計画及び実施計画を策定していないと回答した市町村

３ 一般廃棄物処理計画の策定状況

	令和５年１１月 時点	令和６年１０月 調査時点（※）	全市町村（１７４１）に 占める策定の割合
一般廃棄物基本計画 策定市町村数	１,６８５ 市町村	１,７０３ 市町村	９７.８％
一般廃棄物実施計画 策定市町村数	１,４０７ 市町村	１,５３３ 市町村	８８.１％

※令和５年１１月時点で「策定している」と回答した市町村数に、令和６年１０月調査までに「策定済み」と回答した市町村数を加えた数値。

４ 一般廃棄物処理基本計画

（１）基本計画を未策定の市町村（合計：３８）

秋田県	五城目町	八郎潟町			
山形県	最上町	戸沢村			
福島県	北塩原村	西会津町	磐梯町	金山町	飯舘村
茨城県	境町				
群馬県	上野村	神流町	玉村町		
東京都	青ヶ島村				
新潟県	聖籠町	出雲崎町	栗島浦村		
長野県	小海町	北相木村	青木村	長和町	辰野町
	宮田村	天龍村	豊丘村	朝日村	小布施町
兵庫県	小野市				
和歌山県	すさみ町				
鳥取県	日吉津村				
高知県	安田町	日高村	三原村		
福岡県	赤村	福智町	みやこ町		
宮崎県	諸塚村				
鹿児島県	三島村				

5 一般廃棄物処理実施計画

(1) 実施計画を未策定の市町村 (合計: 208)

北海道	稚内市	名寄市	根室市	登別市	伊達市
	新篠津村	松前町	知内町	木古内町	古平町
	奈井江町	月形町	浦臼町	東川町	和寒町
	下川町	美深町	音威子府村	幌加内町	浜頓別町
	中頓別町	清里町	佐呂間町	遠軽町	湧別町
	滝上町	西興部村	豊浦町	浦河町	新得町
	中札内村	更別村	大樹町	足寄町	陸別町
	浜中町	鶴居村			
青森県	五所川原市	三沢市	板柳町	中泊町	七戸町
	東北町	六ヶ所村	大間町	風間浦村	佐井村
	田子町				
岩手県	奥州市	軽米町	一戸町		
秋田県	上小阿仁村	藤里町	五城目町	八郎潟町	井川町
山形県	寒河江市	大江町	戸沢村	小国町	
福島県	喜多方市	天栄村	北塩原村	西会津町	磐梯町
	柳津町	三島町	金山町	昭和村	石川町
	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	飯舘村
茨城県	潮来市	常陸大宮市	境町		
群馬県	上野村	神流町			
埼玉県	行田市				
千葉県	酒々井町	大多喜町			
東京都	神津島村	青ヶ島村	小笠原村		
神奈川県	真鶴町	湯河原町			
新潟県	粟島浦村				
富山県	滑川市	小矢部市	舟橋村	上市町	立山町
石川県	能美市	穴水町			
山梨県	都留市	南アルプス市	甲斐市	上野原市	南部町
	富士川町	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村
長野県	阿智村	天龍村	木祖村	大桑村	栄村
愛知県	豊根村				
三重県	御浜町				
滋賀県	高島市				
大阪府	和泉市	柏原市	羽曳野市	田尻町	岬町
兵庫県	宍粟市	猪名川町	神河町	香美町	新温泉町
奈良県	斑鳩町	安堵町	川西町	三宅町	曽爾村
	御杖村	上牧町	河合町	下市町	下北山村
	上北山村	川上村	東吉野村		
和歌山県	新宮市	岩出市	かつらぎ町	九度山町	高野町
	湯浅町	広川町	有田川町	白浜町	上富田町

	すさみ町	北山村			
島根県	海士町	西ノ島町			
岡山県	高梁市	瀬戸内市	浅口市	里庄町	新庄村
	久米南町				
山口県	宇部市	柳井市	美祢市	山陽小野田市	周防大島町
	上関町	田布施町			
徳島県	牟岐町	美波町	海陽町	松茂町	
愛媛県	内子町				
高知県	奈半利町	田野町	芸西村	仁淀川町	津野町
	三原村				
福岡県	行橋市				
長崎県	雲仙市	小値賀町			
大分県	津久見市	竹田市	杵築市	姫島村	日出町
鹿児島県	垂水市	三島村	十島村	南大隅町	龍郷町
	天城町				
沖縄県	宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	東村
	宜野座村	伊江村	西原町	与那原町	渡嘉敷村
	栗国村	渡名喜村	伊平屋村	伊是名村	久米島町
	八重瀬町	多良間村	竹富町	与那国町	

し尿処理場の能力不足

県名 市町村名	浄化槽の 区域割り有無	浄化槽 設置基数	清掃率	処理場能力 KL/日	処理場搬入量 (年間全量/260日) KL/日	※投入制限
徳島県 松茂町	無し	2,266基	37%	20KL/日	23.7KL/日	投入時間 制限
徳島県 板野町	無し	2,295基	34%	20KL/日	22.3KL/日	投入時間 制限
徳島県 鳴門市	無し	19,673基	62%	85KL/日	106.6KL/日	投入時間 制限
広島県 尾道市	無し	25,647基	58.7%	190KL/日	276.9KL/日	投入台数 制限 許可9社81台

※令和7年9月 全国環整連 合理化適正委員会 調査

※投入制限とは、行政が業者に対し、処理場の投入時間、投入量、投入台数、保有台数を制限すること

廃棄物処理法における許可の比較

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出者	個人及び事業者	事業者
処理責任	市町村	排出事業者
処理実施	市町村直営	事業者自ら実施
	市町村から民間業者へ委託	事業者から県の認可を受けた許可業者へ委託
	市町村の認可を受けた許可業者	
許可要件	法第7条5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	法第14条5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
	一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	
	二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	
	三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
	法第7条11 第一項又は第六項の許可には、 一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は 生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	法第14条11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
	施行規則第二条の二 法第七条第五項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	施行規則第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
		四 事業の用に供する施設の種類及び数量
	一 施設に係る基準イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。二 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
	二 申請者の能力に係る基準イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	四 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
	ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	五 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

廃棄物処理法改正案について

廃棄物処理法改正案

【法案名】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
(浄化槽汚泥区域割明確化法)

【一 改正の趣旨】

本法案は、一般廃棄物のうち浄化槽汚泥の収集及び運搬に関する区域割を法定化し、地域ごとの適正管理及び清掃事業の円滑な遂行を確保することを目的とする。

これにより、浄化槽汚泥処理の安定性・継続性を高め、生活環境保全に資する体制を構築する。

【二 改正の概要】

1. 第七条第十一項の改正

現行条文における「一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は…」の規定を改め、浄化槽汚泥に係る許可については、区域を定めることを義務とする。

2. 国の基本方針の明示（第五条関係）

国は、浄化槽汚泥処理に係る区域設定に関する基本方針及びガイドラインを示すものとする。

3. 自治体の計画策定責務（第六条関係）

自治体は、当該区域割に基づき、地域の実情に応じた処理計画を策定するものとする。

4. 経過措置

既存の許可業者に関しては、改正法施行後一定期間内に区域を明確化し、許可内容を更新することができるものとする。

【三 事業系一般廃棄物への取扱い】

本改正は、事業系一般廃棄物（店舗・事業所ごみ）を対象とせず、現行制度の運用を維持するものである。事業系一般廃棄物の収集運搬区域や契約制度については改正の対象外とし、従来どおり地方自治体及び事業者間の契約に基づき運用する。

【四 条文対照表】

改正案	現行
第七条第十一項 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。 浄化槽汚泥に係る許可については、その区域を定めなければならない。	第七条第十一項 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

【五 施行期日】 公布の日から起算して一年以内に施行する。

【六 附則】 経過措置及び政令委任を規定。

戸別下水道について

郡上市設置型浄化槽事業について

- ◇下水道管を敷設し下水処理場で処理をする「集合処理区域」以外にお住まいの方を対象
- ◇対象となる個人等の敷地に郡上市が浄化槽を設置
- ◇設置後は集合処理区域の方と同算定の下水道使用料を頂きながら郡上市が維持管理

① 新設の場合

【設置対象】

- ・集合処理施設の区域外で下水道を利用する場合
- ・浄化槽の使用者が設置場所に住所を有し定住する場合
(事業所、公共施設等の所有者を含む)
- ・設置人槽が50人槽以下である場合

【設置者にしていただくこと】

- ・浄化槽を設置する土地は市へ無償貸与してください
- ・集合処理区域の方と同様、受益者負担金をお支払いください
一般世帯：32万円
一般世帯以外（事業所等）：処理対象人員に応じて32万円～96万円
- ・浄化槽本体工事と並行して（もしくは浄化槽本体工事後、遅滞なく）、浄化槽への接続工事をしてください
- ・使用を開始されたら、集合処理区域の方と同様の下水道使用料がかかります

② 【既設浄化槽の譲渡】の場合

市設置型合併処理浄化槽区域のご家庭で、すでに個人で設置されていた合併処理浄化槽は、以下の要件を満たせば市へ無償譲渡することができます。譲渡後は、浄化槽の維持管理は市が行います。

- ・集合処理区域以外に住所を有し、将来に渡って定住し使用すると認められた者が使用する合併処理浄化槽であること
- ・50人槽以下の合併処理浄化槽であること
- ・浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われ法定検査結果が3年連続「適」、処理機能に障害がなく、浄化槽本体、宅内排水設備及び放流管が適正に管理され亀裂等が発生していないもの
- ・浄化槽設置整備事業によって整備された浄化槽は、設置後7年経過しているもの
- ・一旦市へ譲渡すると個人へ戻すことはできません。また、浄化槽設置場所（土地）については、市へ無償貸与となります
- ・下水道の使用者と同様の下水道使用料がかかります

郡上市 下水道・市設置型浄化槽 比較一覧

基本データ	下水道	市設置型浄化槽	合計	
世帯数	12,000	991	12,991 世帯	
導入費用	67,361,000,000	2,369,200,000	69,730,200,000 円	697億円
R5年度 役場収入	564,270,000	36,080,000	600,350,000 円	6億円
R5年度 役場支出	2,222,993,694	55,130,000	2,278,123,694 円	22億円
総世帯数 14,888 世帯 残り 1,897 世帯は、し尿汲み取り・浄化槽（市設置型以外）				
導入費用 下水道 673 億円 R5年度までの累計（2期工事・修繕費含む）				
浄化槽 23 億円 R5年度 下水道会計書類より（し尿処理場建設費 18 億円を足す）				

1世帯当たり	下水道	市設置型浄化槽	差し引き
導入費用	5,613,417	2,390,716	3,222,700 円
R5年度 役場収入	47,023	36,408	10,615 円
住民支払い総額	47,023	45,408 ブロワ電気代 9,000含む	1,615 円
R5年度 役場支出	185,249	55,631	129,619 円
一般会計からの補填金額	138,227	19,223	119,004 円
世帯当たりの補助金	72,163		
R5年度 収入 下水道料金（参考）月 20m³ 使用で 年 39,900 円（税抜） 浄化槽料金 役場が下水道使用料を市設置型浄化槽使用者より徴収（50人槽以下が対象） 役場はブロワ電気代（約 9,000 円）を値引きした料金を徴収			
R5年度 支出 下水道 R5年度 下水道会計書類より（浄化槽分を引く） 浄化槽 役場が清掃業者に支払う金額（郡上市は清掃・保守業者共に同一料金） （参考）らくらく契約 小型合併 7人槽 5% 引き 56,225 円（改定前料金） 清掃 34,709 円 点検 17,241 円 検査 4,275 円			
R5年度 下水道会計書類より 一般会計補助金の補填 1,074,363,000 円 / 14,888 世帯 = 72,163 円			

岐阜県郡上市に見る「戸別下水道」事例

浄化槽維持管理は自費——税の公平性は

全国では近年、人口減少が本格化し、これまで主役を担ってきた下水道事業の持続性が危ぶまれ始めている。こうした中、浄化槽清掃業者の全国団体・全国環境整備事業協同組合連合会（全国環整連、玉川福和会長）は、浄化槽を下水道に代わる汚水処理施設として確立すべく、適正な維持管理の確保、利用者負担の格差解消に取り組んでいる。その一つが浄化槽の設置主体を市町村とし、法定検査や保守点検、清掃など維持管理に要する利用者負担を軽減する取り組みだ。全国環整連ではこれを「戸別下水道」として事例研究を進めており、そのうちの一つ、岐阜県郡上市の取り組みを取材した。

岐阜県郡上市は平成16年に旧八幡町など7町村が合併して誕生した自治体で、県内2位の面積を誇る一方、人口は約3万7000人という典型的な中山間地域だ。しかし汚水処理人口普及率は同規模自治体（人口5万人未満）の全国平均84.5%に対して96.9%と極めて高い。

同市の汚水処理はもともと、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業（個人設置）、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置、現・公共浄化槽事業）が旧7町村において進められ、合併後の平成20年度に「旧町村ごとに制度が異なることが不平等ではないか」との議論が立ち上がり、下水道等使用料の統一と合わせて、浄化槽についても市町村設置型事業に一本化された。

市町村設置型事業は設置・維持管理に係る住民負担が抑えられ、単独処理浄化槽の合併転換推進や、維持管理の確実な実施等、さまざまなメリットがある。集合処理の整備が困難な地域で、平成20年度と早期から市町村設置型事業に取り組んできたことが同市の汚水処

理人口普及率の高さに結びついたことは容易に考えられるが、もうひとつ、同市では集合処理と個別処理の料金統一を図った点もポイントとして考えられる。



岐阜県郡上市—人口38,997人、総面積1030.75km²、日本三大盆踊りの郡上おどりや、アユ釣り、ウィンタースポーツエリアとして知られる

集合処理、個別処理のいずれであっても、受益者負担金は一般世帯が32万円、事業所等は10人槽までが32万円、30人槽までが48万円、50人槽までが64万円などとなっている。使用料（個別排水処理施設使用料）も下水道使用料と同じく、基本料金が2400円（排水量15m³まで）。超過1m³ごとに170円（60m³まで）となっている。これは一般家庭（排水量40m³）の場合で2カ月6650円（電気料金込）となる。

同市の環境水道部長は「下水道が整備されていないことによって、あつちは得だがこっちは損というようなことがあってはならない。税の公平性の観点からも望ましくない。下水道が整備できないのであれば市の責任として浄化槽を設置する。そして汚水処理は住民の基本的なサービスであるので、この程度の料金であるべき」という目安もあると考えている。ある程度の負担をしてでも町の生活水準を守る、農村の水環境を守るという意味で、下水道にも、浄化槽にも繰り出しを行っている」と考えを述べた。

ただし、郡上市も近年は高齢化と人口減少が進み、汚水処理の持続性という点では新たな課題が生じている。

同市の集合処理方式（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業）の年間収支を1世帯当りに換算して見てみると、収入は4万7023円（年50万円以上の事業所を除外）に対し、支出は18万5249円。市の負担となる補填額は13万8227円に達する。これは、個別処理方式（浄化槽）の収入3万6408円、支出5万5631円、補填額1万9223円と比べて大幅にコストがかかっていることが分かる。集合処理はそもそも、人口増加を前提に整備されたインフラであり、近年の人口減少によって実態との乖離が広がっていることが理由だが、今後さらに高齢化・人口減少が進めば、有収水量の減少により収支は一層厳しさを増すと見込まれている。

また、供用開始からすでに20年が経過し、施設の改築・更新も視野に入れる必要がある時期に差しかかっている。下水道施設の法定耐用年数は施設が50年、機械・電気設備が15年で、これらを維持・更新していくとなれば、事業費は再び巨額となる可能性が高い。

こうした現状を踏まえ、環境水道部長は「令和8年度に経営戦略の見直しを予定しており、その中で持続可能な汚水処理のあり方や、使用料の見直しについても検討していく必要がある」と語る。特に農業集落排水事業の経営状況は厳しく、「行政の裁量だけで決めるものではないが、浄化槽への転換も選択肢の一つとしてあり得る」とも述べた。

その一方で、浄化槽もまた人口減少の影響を免れない。たとえば空き家となった住宅に市設置の浄化槽が残され、管理対象として存続する事例が増えつつあるほか、高齢世帯に設置した浄化槽が数年で使用休止となるケースもあり、今後こうした状況が増加すれば、市の維持管理負担として大きな課題になりかねない。

それでも、浄化槽には設置コストが比較的安価であるという利点がある。集合処理は約1万2000世帯を対象に総事業費673億6100万円（国庫補助含む）を要したが、浄化槽（し尿処理施設建設費を含む）は991世帯を対象に23億

6920万円。1世帯当りに換算すると集合処理は561万3417円、個別処理は239万716円だ。

さらに岐阜県が進める「浄化槽らくらく一括契約」により、ブロワ交換、消毒剤補充、本体補修などの費用が追加コストなしで行われるなど、維持管理の面でも安定性があるという。環境水道部長はこうした点も踏まえたうえで、「この郡上市の環境をどう守っていくかという視点で、今後も行政としての責任を果たしていきたい」と今後の意気込みを述べた。

清掃前点検に関する資料

1. 廃棄物処理法の解説（昭和 47 年 4 月初版発行）

編集：厚生省水道環境部 発行：（財）日本環境衛生センター

廃棄物処理法 第 9 条 し尿浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない

施行規則 第 7 条 9 し尿浄化槽の点検及び清掃の記録を二部作成し、一部をし尿浄化槽の管理者に交付し、一部を自ら三年間保存すること。

解説⑩ 第 9 号でいう点検は、保守点検業者の行う点検ではなく、清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的にみて清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務付けられているものである。

2. 浄化槽法の解説（平成 7 年 9 月初版発行）

監修：環境省浄化槽対策室 発行：（財）日本環境整備教育センター

浄化槽法 施行規則

第 11 条 法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 スカム及び汚泥厚測定器並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出しに適する器具を有していること。
- 2 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。

解説② 清掃は、保守点検業者の行う点検結果に基づいて清掃業者が行うものであるが、清掃業者が清掃を適正に行うためには、単に清掃のみを行うばかりでなく、自ら当該浄化槽の機能を知っておく必要がある。そのため、機能点検を行うための測定器具についても第 1 号及び第 2 号に掲げられている。

3. 浄化槽法の運用に伴う留意事項について

（昭和 61 年 1 月 13 日衛環 3 号 平成 13 年 9 月 25 日環廃対第 375 号）

（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）

5 放流水の目標水質について

浄化槽の放流水の水質については、保守点検と清掃の緊密な連携を前提として、従前の考え方を承継しており、浄化槽の構造基準に定められた放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を管理目標としていることに変更はないものであること。

下水道法 改正案

赤字 追加、赤下線 削除

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、**戸別下水道**、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

四 **戸別下水道** 都市の健全な発達を維持・継続するため市町村が管理する合併浄化槽を戸別下水道とみなす。尚、一定期間内に市町村の財政、浄化槽清掃率等を考慮し、速やかに運用する。

(管理)

第三条 公共下水道**及び戸別下水道**の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

都市計画法 改正案

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、**戸別下水道**、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

資料ボックス

浄化槽法改正案と現行法の比較

浄化槽法 改正案	浄化槽法 現行法
I 浄化槽の維持管理体制の強化 1 浄化槽台帳の整備の推進 (1) 保守点検の実施状況等を都道府県知事に報告	法第四十九条 2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、<u>浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。</u> 法第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の<u>清掃又は業務に関し報告させることができる。</u> 五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
(2) 清掃の実施状況等を都道府県知事に報告	法第四十一条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、<u>当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</u> 法第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は<u>業務に関し報告させることができる。</u> 四 浄化槽清掃業者
(3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができること	法第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は<u>業務に関し報告させることができる。</u> 一 浄化槽管理者
2 浄化槽管理者に対する通知等	法第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、<u>必要な助言、指導又は勧告をすることができる。</u>
3 環境大臣による資料提出要求等 環境大臣は、水質に関する検査に関する事務等に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができること	法第十二条の三 環境大臣は、都道府県知事に対して、第十一条第一項本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する事務の実施に関し<u>必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。</u>
4 特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対する支援	法附則第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう<u>助言又は指導をすることができる。</u>
5 その他 II 浄化槽工事の施工技術の確保 III その他	

特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報（令和5年度）

特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数（浄化槽法附則第11条）

都道府県名 保健所設置市名	特定既存単独処理浄化槽 の基数	管理者		
		浄化槽法附則第11条		
		助言・指導	勧告	改善命令
山梨県	7	8	0	0
長野県	24	3	0	0
鹿児島県	380	380	0	0
鹿児島市	20	0	0	0
合計	431	391	0	0

浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	179	石川県	0	岡山県	0
青森県	0	福井県	2	広島県	20
岩手県	6	山梨県	7	山口県	3
宮城県	35	長野県	76	徳島県	0
秋田県	14	岐阜県	41	香川県	1
山形県	35	静岡県	2	愛媛県	12
福島県	57	愛知県		高知県	3
茨城県	44	三重県	2	福岡県	0
栃木県	26	滋賀県	19	佐賀県	1
群馬県	5	京都府	25	長崎県	0
埼玉県	54	大阪府	12	熊本県	38
千葉県	0	兵庫県	8	大分県	7
東京都	0	奈良県	3	宮崎県	0
神奈川県	0	和歌山県	29	鹿児島県	22
新潟県	8	鳥取県	12	沖縄県	0
富山県	1	島根県	0	合計	809

区域割りの方法

S 市の例

人口 7 万人	下水道 4 万人	農業集落排水施設 5 千人	し尿汲み取り 千人
浄化槽 2 万 4 千人	浄化槽設置基数 12, 000 基	浄化槽汚泥発生量 24, 000KL	
	清掃率 6 4 % 7, 680 基	処理量 15, 360KL	
許可業者 3 社 13 台	A 社 6 台	B 社 4 台	C 社 3 台

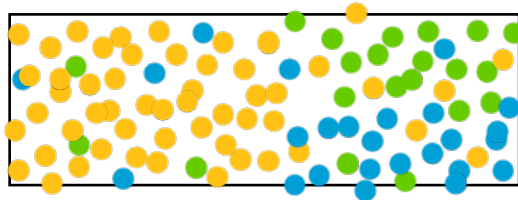
1 許可業者 3 社の過去 3 年分の投入実績量を確認する

	1 年前	2 年前	3 年前
A 社	7, 6 8 0	7, 6 0 0	7, 8 0 0
B 社	4, 6 0 8	4, 5 6 0	4, 5 8 0
C 社	3, 0 7 2	3, 2 0 0	2, 9 8 0

(KL)

2 許可業者 3 社の昨年実績を地図に記載する

A 社 3, 840 基、 B 社 2, 304 基 C 社 1, 536 基 計 7, 680 基



3 投入量実績と基数、地図をもとに、空白地がないよう 3 社の責任区域を定める

A 地区 6, 000 基 B 地区 3, 600 基 C 地区 2, 400 基 計 12, 000 基



4 一般廃棄物処理実施計画に、3 社の許可区域、浄化槽基数、投入予定量、車両台数を記載する。許可証に、区域を記載する。

	浄化槽基数	投入予定量	業者名	新許可台数 計 24 台	現行許可台数 計 13 台
A 地区	6, 000 基	12, 000m ³	A 社	12 台	6 台
B 地区	3, 600 基	7, 200m ³	B 社	7 台	4 台
C 地区	2, 400 基	4, 800m ³	C 社	5 台	3 台

一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について

公布日：昭和 52 年 11 月 04 日 環整 95 号

[改定] 平成 2 年 2 月 1 日 衛環 22 号

(各都道府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)

記

1 部長通知 1 の(2)の一般廃棄物処理基本計画の策定について

(1) 基本的事項

- ① 本計画は、一〇～一五箇年計画とするが、おおむね五年ごとに、または諸条件に大きな変動のあった場合等必要に応じて見直すこと。

1 の 2 部長通知 1 の(3)の一般廃棄物処理実施計画の策定について

- (1) 本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度毎に策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行うこと。
- (2) 本計画には、別紙 1 の 2 に掲げる事項を定めること。

別紙 1 の 2

一般廃棄物処理実施計画に定めるべき事項について

1 一般廃棄物の排出の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第六条第一項に規定する区域から排出される一般廃棄物の排出量を種類別に明らかにすること。

2 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物の種類別、処理の区分別に処理主体(市町村(直営、委託)、法第七条に規定する業者及び排出者)を明らかにすること。

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

(2) 生活排水処理実施計画

生活排水の種類別、処理主体別に定めること。

- ① 生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。)処理計画
- ② し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。)の処理計画
- ③ ごみの排出抑制・再資源化計画
- ④ 収集・運搬計画
 - ア 収集・運搬する廃棄物の量
 - イ 収集区域の範囲
 - ウ 収集回数
 - エ 収集の方法
 - オ 中継施設の概要(施設名、所在地、型式、公称能力等)

一般廃棄物（生活排水）処理実施計画モデル（許可区域の定めがある場合とない場合の比較）

区域の定めがない場合

1) 種類ごとの年間生活排水排出量の見込み及び処理主体

発生量及び処理量の見込み

区 分	今年度発生量	一昨年度実績
し 尿	9, 7 7 3 k l	9, 9 7 3 k l
浄 化 槽 汚 泥	2 9, 0 0 0 k l	2 8, 8 0 0 k l
農 集 排 施 設 汚 泥	2, 4 2 9 k l	2, 3 8 2 k l

発生量は、一昨年実績の横ばい

2) 処理計画

② し尿・汚泥の処理計画

処理主体	種別	区域	収集予定量 (kl/年) 予定基数	保有 車両台数
直営	し尿	○町	500	2t×3台
A 社	浄化槽汚泥	市内全域 (し尿○町以外)	4,800KL 2,400 基	4 t × 5 台
	農集排施設汚泥		485	
B 社	し尿		3,710	2t×2台
	浄化槽汚泥		8,200KL 4,100 基	4t×4台 10t × 1 台
	農集排施設汚泥		1,702	
C 社	し尿		5,563	2t×2台
	浄化槽汚泥		16,000KL 8,000 基	4t×7台
	農集排施設汚泥		242	

(収集予定量・予定基数は一昨年実績の横ばい)

区域の定めがある場合

区 分	今年度発生量	一昨年度実績
し 尿	9, 7 7 3 k l	9, 9 7 3 k l
浄 化 槽 汚 泥	4 5, 0 0 0 k l	2 8, 8 0 0 k l
農 集 排 施 設 汚 泥	2, 4 2 9 k l	2, 3 8 2 k l

発生量は、浄化槽基数や清掃率から算出
(清掃率64%→100%)

処理主体	種別	区域	収集予定量 (kl/年) 予定基数	保有 車両台数
直営	し尿	○町	500	2t×3台
A 社	浄化槽汚泥	○町 ○地域事務所管内全域	7,200KL 3,600 基	4t×7台
	農集排施設汚泥	○町二日町地区 (町処理施設)	485	
B 社	し尿	○町	3,710	2t×4台
	浄化槽汚泥	○町	13,800KL 6,900 基	4t×6台 10t×1台
	農集排施設汚泥	○地区(地区処理施設)、 ○地区(中央処理施設)	1,702	
C 社	し尿	○町	5,563	2t×3台
	浄化槽汚泥	○町 ○地域事務所管内全域	24,000KL 12,000 基	4t×9台
	農集排施設汚泥	○町東部地区 (東部浄化センター) ○町西部地区 (西部浄化センター)	242	

令和〇年度〇〇市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画モデル

1) 種類ごとの年間ごみ排出量の見込み及び処理主体

発生量及び処理量の見込み

区 分	今年度発生量	一昨年度実績
し 尿	9, 7 7 3 k l	9, 9 7 3 k l
浄 化 槽 汚 泥	2 4, 0 0 0 k l	2 8, 8 0 0 k l
農 集 排 施 設 汚 泥	2, 4 2 9 k l	2, 3 8 2 k l

一般廃棄物の処理主体

種 類	処理区分	処理主体		
		収集・運搬		処分
し 尿	し尿処理	委託業者	直営 委託 B 社 委託 C 社	〇〇市
浄 化 槽 汚 泥		許可業者	A 社 B 社 C 社	〇〇市
農 集 排 施 設 汚 泥		委託業者	A 社 B 社 C 社	〇〇市

2) 処理計画

①生活排水の処理計画

処 理 の 方 法	処 理 区 域	処 理 人 口	浄化槽基数
くみ取り		1, 0 0 0 人	
単独処理浄化槽		1 4, 0 0 0 人	5 9 0 0 基
合併処理浄化槽		1 0, 0 0 0 人	5 1 0 0 基
コミュニティ・プラント		人	
下 水 道	C、D、E、F 地区	4 0, 0 0 0 人	
農業集落排水施設	G、H、I 地区	5, 0 0 0 人	
汚泥再生処理センター		人	
自家処理		人	

② し尿・汚泥の処理計画

ア. 排出抑制・再資源化計画

ア) 再資源化の方法及び量

種 類			量の見込み (t/年)	処理方法
中間処理	し尿処理施設	汚泥		
	可燃ごみ処理施設	溶融スラグ		
合 計				

汚泥濃縮車を導入し、汚泥量の減量を図る。

注：し尿処理施設から発生したし渣を焼却処理した時に発生する溶融スラグ量は、全体の ____ %とした。

イ) 関連施設の概要 施設名称、処理主体、場所、処理内容（再資源化の内容）

などについて、簡単に概要を記載する程度にし、詳細は中間処理計画に示すこととする。

イ. 収集・運搬計画

ア) 収集区域の範囲 当該市町村域の全域とする。

イ) 収集・運搬する廃棄物の量の見込み、回数、方法など

種 類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	9, 7 7 3 k l	〇〇市内 別表の通り	月 2 回 収集計画表 は別に定め る	バキューム 式収集運搬 車による戸 別方式
浄 化 槽 汚 泥	2 4, 0 0 0 k l		年 1 回以上	バキューム 式収集運搬 車及び汚泥 濃縮車によ る戸別方式
農 集 排 施 設 汚 泥	2, 4 2 9 k l			

ウ) 中継施設の概要

ウ. 中間処理計画

ア) 処理施設の概要

管理主体	
施設名称	
所在地	
施設整備年度	平成__年度～平成__年度
供用開始	平成__年__月
事業費	___千円
処理規模	___ k l / 日
処理方式	受入・貯留
	主処理
	高度処理
	法流水処理
	汚泥処理
	臭気処理
放流先	〇川

イ) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳表

搬入者	種別	搬入予定量 (kl/年)	一昨年搬入実績 (kl/年) 実施基数	保有車両台数
直営	し尿	500	500	2t×3台
A 社	し尿	0	0	4t×5台
	浄化槽汚泥	4,800KL 2,400 基	5,760KL 2,880 基	
	農集排施設汚泥	485	476	
B 社	し尿	3,710	3,789	2t×2台
	浄化槽汚泥	7,200KL 3,600 基	8,640KL 4,320 基	4t×4台
	農集排施設汚泥	1,702	1,668	10t×1台
C 社	し尿	5,563	5,684	2t×2台
	浄化槽汚泥	12,000KL 6,000 基	14,400KL 7,200 基	4t×7台
	農集排施設汚泥	242	238	

ウ) 残渣の量及び処分方法

種 類	発 生 量	処分の方法	中間処理後の量
し 渣	m ³	脱水・焼却	m ³
余剰汚泥	m ³	脱水・焼却	m ³

エ. 最終処分計画

ア) 最終処分場の概要

管理主体	
施設整備年度	平成__年度～平成__年度
供用開始	平成__年__月
事業費	___千円
埋立面積	___m ²
埋立容量	___m ³
埋立期間	__年間（平成__年__月～平成__年__月）
埋立形式	準好気性管理型埋立地
埋立方式	セル方式
しゅ水設備	全層アスファルト含浸シート 厚さ__mm
調整池容量	___m ³
浸出水処理施設規模	___m ³ /日
浸出水処理方式	浸出水調整池→接触バッキ→液体レート重金属 →凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→滅菌処理 →公共用水域放流

イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量（覆土量含む）

施設の種類の	廃棄物の修理		量の見込み (t/年)
△最終処分場	可燃ごみ処 理施設	焼却飛灰等	
	覆土量		
	合計		

③ その他

住民に対する広報・啓蒙活動

別紙 1

し尿収集区域

業者名	収集区域	
直営	○町	
B 社	○町	○
C 社	○町	○地域事務所管内全域

浄化槽汚泥収集区域

業者名	収集区域		浄化槽清掃予定基数
A 社	○町	○地域事務所管内全域	2 4 0 0 基
B 社	○町		3 6 0 0 基
C 社	○町	○地域事務所管内全域	6 0 0 0 基

農集排施設汚泥収集区域

業者名	施設名	計画人口
A 社	○町二日町地区（町処理施設）、	1,250 人
B 社	○地区（地区処理施設）、○地区（中央処理施設）	3,000 人
C 社	○町東部地区（東部浄化センター）、 ○町西部地区（西部浄化センター）、	750 人

岐阜県

らくらく契約率

96.04%

（保守点検 年3回、清掃 年1回、法定検査 年1回）
口座引落、デジタル登録、生涯機能保証制度

稼働基数

160,757

※稼働基数は、設置基数から休止基数を差し引いた浄化槽基数

※令和7年8月31日現在

市町村名		清掃業者	らくらく契約率	稼働基数	らくらく 契約件数
岐阜市	88.17%	松南(株)	91.67	997	914
		トバナ産業(株)・岐阜	90.94	6,099	5,547
		中衛工業(株)	86.58	10,626	9,200
羽島市	93.77%	(有)アサノクリーン	90.98	2,451	2,230
		中央清掃(株)	92.53	5,977	5,531
		トバナ産業(株)	96.52	5,146	4,967
各務原市	95.22%	各衛サービス(株)	95.15	12,775	12,156
		トバナ産業(株)	97.01	502	487
山県市	96.97%	美濃設備(株)	99.24	1,187	1,178
		(有)梅村総業	99.70	667	665
		日本環境クリーン(株)	95.17	2,551	2,428
		(有)岐北	98.07	52	51
瑞穂市	97.83%	中央清掃(株)	97.42	11,037	10,753
		東海環境事業(株)	99.22	3,207	3,182
本巣市	98.44%	東海環境事業(株)	99.10	1,897	1,880
		(株)富士	98.08	3,544	3,476
		(有)岐北	98.50	200	197
岐南町	89.33%	松南(株)	89.33	1,303	1,164
笠松町	92.91%	松南(株)	92.91	1,439	1,337
北方町	94.06%	(株)富士	94.05	690	649
大垣市	94.99%	大垣メンテナンス(株)	94.66	6,920	6,551
		中央清掃(株)	97.11	969	941
		関ヶ原衛生(有)	100.00	6	6
		養清興業(株)	97.82	46	45
海津市	96.44%	(株)日本環境管理センター	96.43	3,903	3,764
養老町	98.61%	養清興業(株)	98.60	6,456	6,366
垂井町	99.05%	中央清掃(株)	97.50	1,402	1,367
		(有)岐北	100.00	28	28
		(株)光商会	99.81	2,759	2,754

市町村名		清掃業者	らくらく契約率	稼働基数	らくらく 契約件数
関ヶ原町	99.77%	トバナ産業(株)	100.00	2	2
		(株)光商会	99.22	129	128
		関ヶ原衛生(有)	100.00	301	301
神戸町	96.83%	中央清掃(株)	96.82	3,119	3,020
輪之内町	97.65%	トバナ産業(株)	97.65	1,447	1,413
安八町	92.94%	中央清掃(株)	92.64	462	428
		トバナ産業(株)	94.11	119	112
揖斐川町	99.61%	中央清掃(株)	99.11	339	336
		トバナ産業(株)	100.00	17	17
		(有)揖斐川清掃	99.79	3,375	3,368
		(株)富士	98.34	303	298
		(株)西美濃環境	95.45	22	21
大野町	98.83%	東海環境事業(株)	98.57	2,100	2,070
		(株)富士	98.94	5,101	5,047
池田町	99.31%	中央清掃(株)	100.00	13	13
		(株)アクリア	99.30	3,156	3,134
美濃加茂市	97.97%	美濃加茂衛生(株)	98.18	991	973
		(株)美濃加茂浄化槽	97.81	1,325	1,296
可児市	94.85%	(有)可児エスコ	91.84	1,128	1,036
		ウルオス(株)	99.08	766	759
		(有)御嵩衛生社	97.87	47	46
坂祝町	97.51%	(有)岐東衛生社	97.51	241	235
富加町	96.30%	(有)若宮環境サービス	96.29	81	78
川辺町	97.07%	(有)岐東衛生社	97.06	375	364
七宗町	99.40%	美濃加茂衛生(株)	99.40	837	832
八百津町	96.14%	(有)八百津衛生	96.14	778	748
白川町	97.79%	(有)岐東衛生社	97.79	2,580	2,523
東白川村	98.72%	(有)岐東衛生社	98.72	705	696
御嵩町	98.97%	(有)御嵩衛生社	98.97	1,072	1,061
関市	95.95%	(有)関環境サービス	96.89	322	312
		美濃設備(株)	94.95	476	452
		(有)梅村総業	99.13	232	230
		中央清掃(株)関	93.20	206	192
美濃市	98.62%	美濃設備(株)	98.02	912	894
		(有)梅村総業	99.33	757	752

市町村名		清掃業者	らくらく契約率	稼働基数	らくらく 契約件数
郡上市	97.29%	(株)郡上リンクサービス	95.15	1,300	1,237
		(株)八幡環境	98.24	1,479	1,453
		(有)エーテック郡上	98.63	1,027	1,013
多治見市	96.13%	(株)多治見市衛生公社	96.55	319	308
		(有)岐東衛生社浄化	95.64	1,286	1,230
		(有)笠原環境クリーン	96.96	594	576
瑞浪市	98.20%	(有)中部環境	98.37	2,948	2,900
		大昭工業(株)	89.65	58	52
土岐市	96.55%	(有)中部環境	93.92	873	820
		(有)笠原環境クリーン	98.21	1,683	1,653
		大昭工業(株)	95.68	603	577
中津川市	98.18%	東清(株)	98.18	6,772	6,649
恵那市	98.78%	(有)中部環境	97.90	2,194	2,148
		東海環境事業(株)	99.63	2,770	2,760
		ケイナクリーン(株)	98.02	607	595
高山市	96.87%	高山清掃事業(株)	97.73	1,058	1,034
		(株)丸大興業	99.32	446	443
		(株)神岡衛生社	97.36	266	259
		(有)吉城環境管理センター	99.71	354	353
		(有)荘白川クリーン	94.96	576	547
		クリーン大野(有)	97.87	188	184
		(有)クリア システム	93.33	630	588
飛騨市	98.96%	(株)神岡衛生社	99.10	779	772
		(有)吉城環境管理センター	98.81	761	752
白川村	98.25%	(有)荘白川クリーン	98.24	57	56
下呂市	98.86%	(有)益田清掃社	98.27	812	798
		(有)下呂環境	97.06	375	364
		クリーン金山(有)	99.76	1,270	1,267

透視度

A 30度以上	D 10度未満
B 29度～20度	D1 1年目
C 19度～10度	D2 2年以上連続
油 油脂類 25mg/L 以上	
E 流入水BOD 200mg/L 以上	

透視度とBOD 相関関係

透視度(度)	BOD値(mg/L)
30	13
20	20
10	42

2024/4/1～2025/3/31 増減

増	7	1,256基	計 1,708基
	K	242基	
	H	210基	
減	G	169基	計 -849基
	K	258基	
	H	422基	

維持管理区分

7	7条検査	G	下水切替
K	11条検査 (契約変更)	H	空家・休止

らくらく一括契約

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	保守				保守		11条		保守		清掃

法定検査

2024年 (23/12～24/11)

計72,882基		
A 透視度50度以上		
43,122基	59.2%	
A 透視度40～49度		
10,874基	14.9%	
A 透視度30～39度		
13,242基	18.2%	
計67,238基		92.3%
B	2,487基	3.4%
C	2,945基	4.0%
D	212基	0.3%

BCD計 5,644基 7.7%

Dランク 計212基 内訳

法定D1	127基
D2	85基
油	44基
E	12基
その他	29基

法定検査からの透視度移動

A

A	→	A	63,051基	(94.4%)	計 66,822基 91.6%
B	↗		1,743基	(2.6%)	
C	↗		1,538基	(2.3%)	
D	↗		42基	(0.1%)	
—	増		448基	(0.7%)	
A	減	—	378基	—	—

B

A	→	B	2,675基	(69.1%)	計 3,874基 5.3%
B	↗		462基	(11.9%)	
C	↗		673基	(17.4%)	
D	↗		34基	(0.9%)	
—	増		30基	(0.8%)	
B	減	—	30基	—	—

C

A	→	C	1,037基	(52.9%)	計 1,962基 2.7%
B	↗		232基	(11.8%)	
C	↗		604基	(30.8%)	
D	↗		61基	(3.1%)	
—	増		28基	(1.4%)	
C	減	—	29基	—	—

D

A	→	D	97基	(31.6%)	計 307基 0.4%
B	↗		20基	(6.5%)	
C	↗		101基	(32.9%)	
D	↗		74基	(24.1%)	
—	増		15基	(4.9%)	
D	減	—	1基	—	—

清 掃

2024年 (24/4～25/3)

計72,965基		
A 透視度50度以上		
21,175基	29.0%	
A 透視度40～49度		
15,677基	21.5%	
A 透視度30～39度		
29,970基	41.1%	
計66,822基		91.6%
B	3,874基	5.3%
C	1,962基	2.7%
D	307基	0.4%

BCD計 6,143基 8.4%

Dランク 計307基 内訳

清掃D1	233基
法定から移動	74基
D1	28基
油	29基
E	6基
その他	11基

浄化槽維持管理費に市町村補助のうち、下水道料金としている市町村

県名	市町村名	対象物件	件数
青森県	十和田市	PFI	600
	平内町	市町村設置型	60
	六ヶ所村	市町村設置型	9
秋田県	秋田市	市町村設置型	250
山形県	鶴岡市	市町村設置型	470
	寒河江市	市町村設置、個人譲渡で市管理	450
	長井市	市町村設置型	745
	大蔵村	市町村設置、個人譲渡で村管理	255
	白鷹町	市町村設置、個人譲渡で町管理	433
	飯豊町	市町村設置、個人譲渡で町管理	284
	酒田市	市町村設置、個人譲渡で市管理	783
福島県	会津若松市	市町村設置、個人譲渡で市管理	1252
	白河市	市町村設置、個人譲渡で市管理	871
	西会津町	市町村設置、個人譲渡で市管理	395
	磐梯町	市町村設置型	30
	三島町	市町村設置型	359
	昭和村	市町村設置型	46
京都府	京丹後市	市町村設置、個人譲渡で市管理	1823
	舞鶴市	市町村設置、個人譲渡で市管理	798
	京丹波町	市町村設置型	764
広島県	庄原市	市設置型・市管理型	1877
	安芸高田市	市町村設置、個人譲渡で市管理	3000
6県	25市町村		

環境省発表の令和6年浄化槽普及状況調査

全国環整連 聞き取り調査より

全国の下水道事業

建設費(公共・特環・流域下水道)

年度	下水道建設費	内 訳					
		国費	起債	受益者負担金	都市計画税	都道府県費補助金	一般市費等
1996 (H8)	3兆5,983億円	1兆3,003億円	1兆7,826億円	628億円	536億円	392億円	3,596億円
2001 (H13)	3兆1,740億円	1兆1,477億円	1兆4,874億円	704億円	330億円	117億円	4,236億円
2006 (H18)	2兆2,278億円	7,800億円	1兆0,425億円	634億円	229億円	78億円	3,111億円
2011 (H23)	1兆4,882億円	5,466億円	6,656億円	516億円	－	59億円	2,183億円
2014 (H26)	1兆5,304億円	5,395億円	6,877億円	428億円	－	50億円	2,552億円
2015 (H27)	1兆5,161億円	5,143億円	6,721億円	411億円	－	58億円	2,825億円
2016 (H28)	1兆5,108億円	4,882億円	7,075億円	381億円	－	59億円	2,709億円
2017 (H29)	1兆5,322億円	4,819億円	7,219億円	378億円	－	53億円	2,852億円
2018 (H30)	1兆5,268億円	4,753億円	7,224億円	345億円	－	39億円	2,905億円
2019 (R1)	1兆5,851億円	5,059億円	7,424億円	337億円	－	31億円	2,998億円
2020 (R2)	1兆6,875億円	5,535億円	7,594億円	352億円	－	40億円	3,351億円
2021 (R3)	1兆6,981億円	5,590億円	7,853億円	371億円	－	36億円	3,129億円
2022 (R4)	1兆6,519億円	5,177億円	7,580億円	667億円	－	42億円	3,367億円

下水道統計より

点検回数について

保守点検の回数

〔浄化槽法〕 昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

〔浄化槽法施行規則〕 昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号

第 6 条 2 浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一 <u>処理対象人員が二〇人以下の浄化槽</u>	<u>四月</u>
	二 処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たつて保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。
- 5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前四項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

都道府県別年間保守点検回数（平均値、最少値、最大値）

【表__各調査時における合併処理浄化槽（5人槽）の保守点検回数】

都道府県	保守点検回数					
	H26.11調査			H27.4調査		
	平均(回)	最少(回)	最大(回)	平均(回)	最少(回)	最大(回)
北海道	3.1	3.0	4.0	3.9	3.0	6.0
青森県	3.6	3.0	6.0	3.4	3.0	5.0
岩手県	3.9	3.0	6.0	4.0	3.0	6.0
宮城県	10.2	3.0	12.0	9.6	3.0	12.0
秋田県	3.3	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
山形県	3.4	3.0	4.0	3.0	3.0	3.0
福島県	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
茨城県	3.5	3.0	4.0	3.7	3.0	5.0
栃木県	3.7	3.0	4.0	3.7	3.0	4.0
群馬県	3.4	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
埼玉県	3.7	3.0	4.0	3.8	3.0	5.0
千葉県	3.7	3.0	4.0	3.8	3.0	4.0
東京都	3.7	3.0	4.0	4.2	3.0	12.0
神奈川県	3.8	3.0	4.0	4.4	2.5	13.0
新潟県	3.2	3.0	3.5	4.3	3.0	6.0
富山県	3.8	3.0	4.0	4.7	4.0	6.0
石川県	4.7	3.0	6.0	4.8	3.5	12.0
福井県	5.7	4.0	12.0	3.0	2.9	3.0
山梨県	4.0	4.0	4.0	-	-	-
長野県	3.5	3.0	4.5	4.5	4.0	6.0
岐阜県	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
静岡県	3.7	3.0	4.0	3.7	3.0	4.0
愛知県	3.3	3.0	4.0	-	-	-
三重県	3.3	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
滋賀県	3.1	3.0	4.0	3.2	3.0	4.0
京都府	3.3	3.0	4.0	-	-	-
大阪府	4.7	4.0	6.0	4.0	4.0	4.0
兵庫県	4.0	3.0	12.0	3.5	3.0	4.0
奈良県	3.2	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
和歌山県	4.1	3.0	6.0	4.0	3.0	6.0
鳥取県	4.0	4.0	4.0	3.8	3.0	4.0
島根県	4.1	3.0	6.0	4.0	3.0	6.0
岡山県	12.0	12.0	12.0	-	-	-
広島県	3.5	3.0	6.0	3.5	3.0	6.0
山口県	7.0	3.0	12.0	5.7	3.0	12.0
徳島県	4.1	3.0	6.0	4.1	3.0	6.0
香川県	3.2	3.0	4.0	3.3	3.0	4.0
愛媛県	5.7	4.0	6.0	5.6	3.0	6.0
高知県	3.9	3.0	5.0	3.8	3.0	6.0
福岡県	8.1	3.0	12.0	8.7	3.0	12.0
佐賀県	3.8	3.0	6.0	3.4	3.0	6.0
長崎県	3.7	3.0	4.0	4.6	3.5	6.0
熊本県	7.9	2.5	12.0	8.7	5.0	12.0
大分県	6.6	3.0	12.0	6.4	3.0	12.0
宮崎県	5.0	1.0	12.0	5.1	3.0	9.0
鹿児島県	9.2	6.0	12.0	9.0	3.0	12.0
沖縄県	3.5	3.0	4.0	3.3	3.0	4.0
全国平均	4.5	3.3	6.1	4.4	3.1	6.4

H18 年通知（平成18年5月17日 環廃対発第 060517001 号）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長）

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について（抜粋）

2 経済効率性の向上

（1）保守点検

通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不審感や負担感を与えているのではないかと意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性和作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられること。

放流ポンプ槽について

清掃前点検に関する資料

1. 廃棄物処理法の解説（昭和 47 年 4 月初版発行）

編集：厚生省水道環境部 発行：（財）日本環境衛生センター

廃棄物処理法 第 9 条 し尿浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない

施行規則 第 7 条 9 し尿浄化槽の点検及び清掃の記録を二部作成し、一部をし尿浄化槽の管理者に交付し、一部を自ら三年間保存すること。

解説⑩ 第 9 号でいう点検は、保守点検業者の行う点検ではなく、清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的にみて清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務付けられているものである。

2. 浄化槽法の解説（平成 7 年 9 月初版発行）

監修：環境省浄化槽対策室 発行：（財）日本環境整備教育センター

浄化槽法 施行規則

第 11 条 法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 スカム及び汚泥厚測定器並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出しに適する器具を有していること。
- 2 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。

解説② 清掃は、保守点検業者の行う点検結果に基づいて清掃業者が行うものであるが、清掃業者が清掃を適正に行うためには、単に清掃のみを行うばかりでなく、自ら当該浄化槽の機能を知っておく必要がある。そのため、機能点検を行うための測定器具についても第 1 号及び第 2 号に掲げられている。

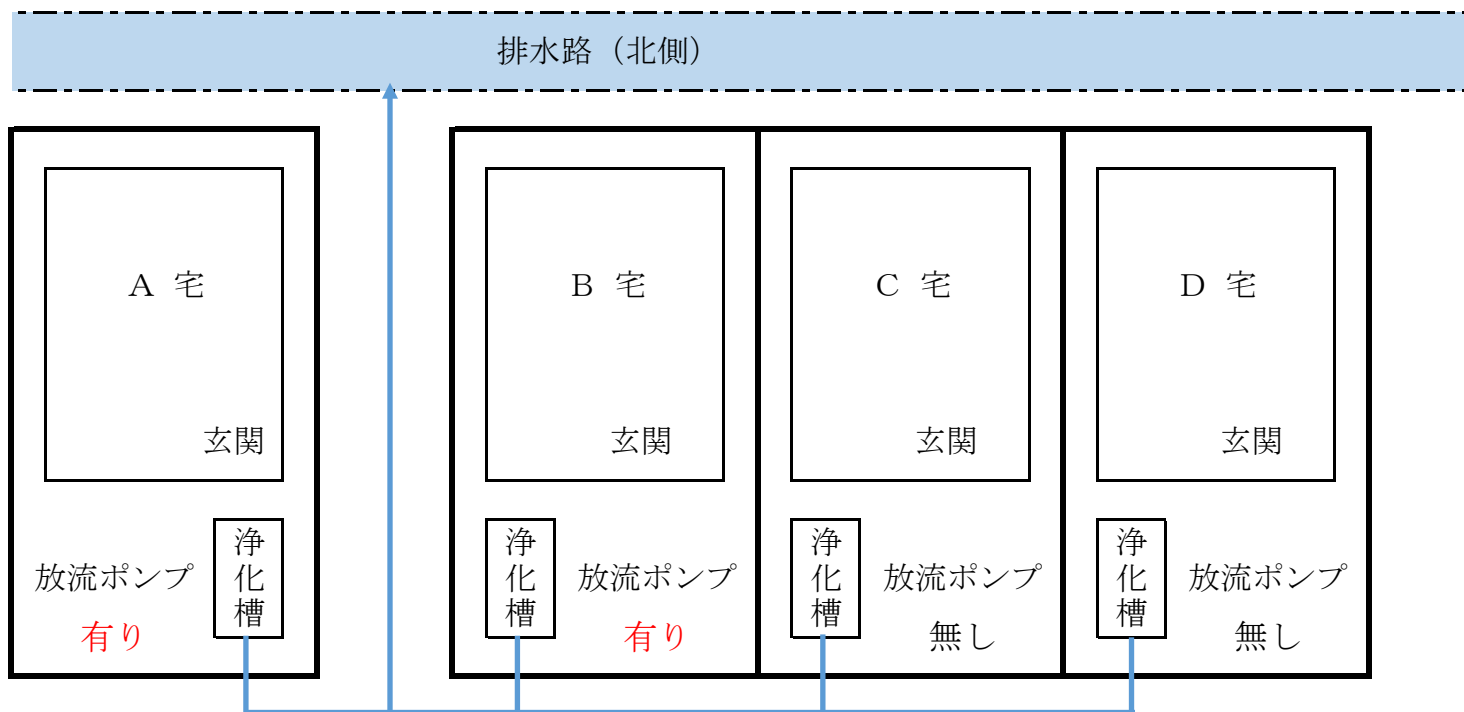
3. 浄化槽法の運用に伴う留意事項について

（昭和 61 年 1 月 13 日衛環 3 号 平成 13 年 9 月 25 日環廃対第 375 号）

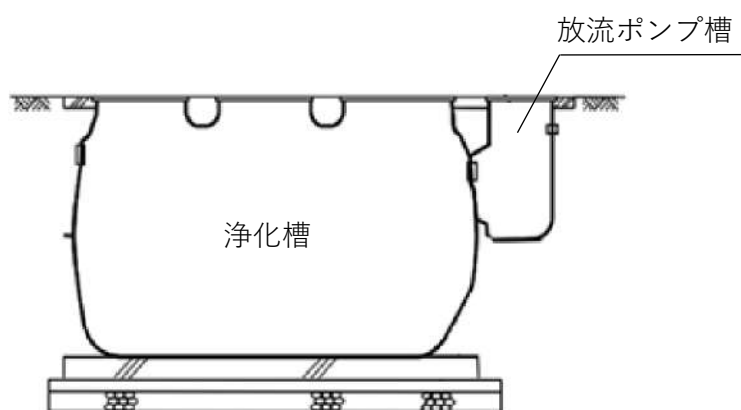
（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）

5 放流水の目標水質について

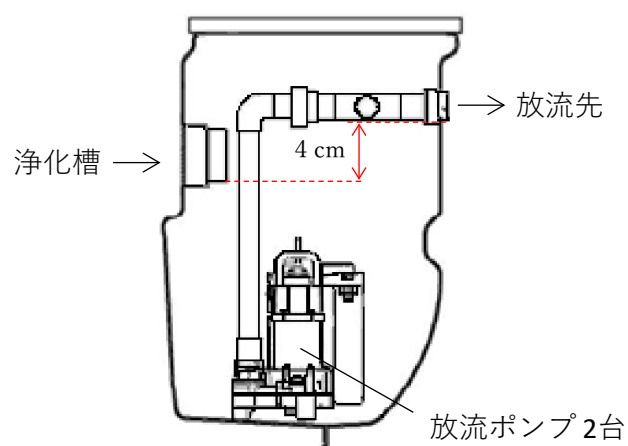
浄化槽の放流水の水質については、保守点検と清掃の緊密な連携を前提として、従前の考え方を承継しており、浄化槽の構造基準に定められた放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を管理目標としていることに変更はないものであること。



A 宅
瑞穂市穂積
若園 宅



放流ポンプ槽構造
設置目的
放流先を 4 cm 上げる



(図 1)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第三項第一号及び同条第六項第一号に規定する一般廃棄物処理業者の許可要件について

公布日：平成 15 年 03 月 17 日環廃対 213 号

(各都道府県・各政令市一般廃棄物処理主管部(局)長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてから御尽力をいただいているところである。

さて、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四五年法律第一三七号、以下「廃棄物処理法」という。)に定める標記許可要件に関し、総合規制改革会議がとりまとめた「規制改革の推進に関する第二次答申(平成一四年一二月一二日)」において、「一般廃棄物処理業者の許可要件については、『当該市町村による廃棄物の処理が困難であること』という条項の運用の在り方を明確に示すべきである。」との指摘を受けた。

については、標記条項に規定する一般廃棄物処理業者の許可については、下記の点に留意の上、適切に対処されるようお願いする。

記

一 標記許可要件として、当該市町村による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分が困難であることとされているが、その一般的な認定の基準として、概ね次のような考え方によることは妥当と考えられること。

(一) 一般家庭から生ずる通常の一般廃棄物については、原則として困難とはいえない。

(二) 工場又は事業場から生ずる通常の一般廃棄物については、その量が廃棄物処理法第六条の二第五項により運搬を命ずる程度に達するもの又はその性質等が同法第三条により自家処理を命ずる程度に特殊なものは困難と認定されるが、それ以外の一般廃棄物は原則として困難とはいえない。

(三) (一)及び(二)で原則として困難とされない一般廃棄物であっても、交通の状態その他の事情により、夜間収集作業を必要とするものについては、困難と認定できる場合がある。

(四) 浄化槽にたまった汚泥については、その収集運搬は、浄化槽の清掃と一体的に行われるのが通例であるので、そのような場合には、汚泥量の多少を問わず、全体作業的にみて困難と認定することができる。

(五) 原則的には、以上のような基準により判断することが妥当であるが、一般家庭から排出される通常の廃棄物についても、当該廃棄物を市町村が自ら収集、運搬又は処分し、又は市町村以外の者に委託して収集、運搬又は処分する体制が整わない場合は、現に一般廃棄物処理業者が廃棄物処理法第七条第一項又は同条第四項の許可に基づいて収集若しくは運搬又は処分しているものについて困難と認定することができる。

二 なお、旧清掃法(昭和二九年法律第七二号)第一五条第一項の許可について判示した最高裁判所第一小法廷判決(昭和四七年一〇月一二日)によれば、市町村長が当該許可を与えるかどうかは、同法の目的と当該市町村の清掃計画とに照らし、市町村がその責務である汚物処理の事務を円滑完全に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点から、これを決すべきものであり、その意味において、市町村長の自由裁量に委ねられているものと解するのが相当である、とされていること。

このため、旧清掃法第一五条第一項の許可を引き継いだ廃棄物処理法における一般廃棄物処理業の許可に係る標記許可要件についても、同様の考え方から市町村長の自由裁量に委ねられているものと解されること。

清掃法

(目的)

第一条 この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第六条 市町村（特別区の存する区域にあつては、都。以下同じ。）は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならない。その収集及び処分は、政令で定める基準に従い、衛生的に行われなければならない。

2 市町村は、前項の計画を定めるにあつては、特別清掃地域の全部にわたつて、土地又は建物の占有者によつて集められた汚物により環境衛生上の支障が生じないうちに、これを収集することができるようにならなければならない。

(し尿浄化そう及びし尿消化そう)

第十三条 し尿浄化そうを設けようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）に届け出なければならない。但し、当該し尿浄化そうに関し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合は、この限りでない。

2 し尿浄化そう及びし尿消化そうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に対し、当該施設を修理改造するまでこれを使用することを禁止し、又は当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(汚物取扱業)

第十五条 特別清掃地域内においては、その地域の市町村長の許可を受けなければ、汚物の収集、運搬又は処分を業として行つてはならない。

最高裁判所第一小法廷判決(昭和四七年一〇月一二日)

原告 汚物取扱業の不許可処分を受けたD 被告（上告人）神奈川県平塚市長

訴訟内容 不許可処分を受けたDが平塚市長に対し裁量権の範囲を逸脱し濫用したとする行政訴訟

判決内容 高裁において原告勝訴であったが、逆転判決となり、被告（上告人）勝訴となった。

平塚市長の不許可処分理由以下4点は、同市長の前記裁量権行使の正当な範囲内にとどまるものというべきである。

- ①同市の人口増加を踏まえた汚物処理場を建設中であつたが、被上告会社は、同市以外の汚物が右処理場に持ち込まれ、同市の処理作業に支障をきたすおそれがあつたこと
- ② 被上告会社は同市内に汚物処理場を有せず、右市営処理場が完成するまでの間同会社の汚物処理状況を十分に調査、監督することができないこと
- ③ 同市内の浄化槽汚物を収集、運搬するには、すでに許可を得ている六人の清掃業者で十分であり、新規業者を加えると、かえつて無用の摩擦を生ずるおそれがあつたこと
- ④被上告会社が浄化槽汚物以外の汚物を無許可で取り扱うのを防ぐための監督が困難であること

合特法

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 (昭和五十年五月二十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

(目的)

第一条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

4. 6 通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成 5 年 4 月 6 日

1 法制定の趣旨

昭和 50 年 10 月 21 日付け各都道府県知事宛て厚生事務次官通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について」の「1 制定の趣旨」に示すとおり、し尿の処理等一般廃棄物処理業等の事業の転換、廃止等が容易でない実情にあること、しかもし尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行われなければならない事情にかんがみ、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与しようとする趣旨のものであること。

2 合理化事業計画の策定にあたっての留意事項

(1) 合理化事業計画の内容

市町村が合理化事業計画を策定するに当たっては、上記事務次官通知の「2 合理化事業計画」に示すとおり、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を的確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うべきものであること。

(2) 合理化事業計画策定の時期

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点からは、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響等について、関係者に対して予め周知を図り、一般廃棄物処理業者等の自助努力を含めた対応を求めることも必要であることから、合理化事業計画については、下水道に係る事業計画等必要な資料が整い、当該市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。

3 一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置としては、法第3条第2項において、合理化事業計画に定める事項として、一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正並びに資金上の措置が規定されているが、このうち事業の転換においては、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設のそれぞれ維持管理業務、環境衛生及び清掃関係業務その他の市町村が民間事業者へ委託することができる業務であって、地域の一般廃棄物処理業者等の知識、技術、経験等からみて、これらの者の事業の転換のための業務として適当なものと考えられることから、当該業務を所管する庁内関連部局との連携により、できる限りその活用を努めること。廃棄物行政主管部局、これらの庁内関連部局に対し協力を求めるに当たっては、当該業務の活用による事業の転換について、合理化事業計画に定められる他の措置との関係、計画全体の中で占める位置付け等を明らかにするよう努めること。

3.29 通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

平成 6 年 3 月 2 9 日

記

- 1 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るためには、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。
- 2 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。
- 3 このため、各市町村は、一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要となる対策について所要の検討を行うよう努められたい。

4 合理化事業計画の参考例

4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

- 5 し尿等の要処理量の見通し 本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

- (1) 目標 本市（町村）における一般廃棄物処理業者等の有するし尿等の処理に係る車両について、〇〇台にすることを目標とする。
- (2) 対象 別表1の業者を対象とする。
- (3) 実施期間
- (4) 実施方法 本市（町村）は、次の支援策（援助策）を実施する。

ア 事業の転換のための援助

(別表 1)

し尿等の処理委託（許可）業者名簿

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

業者名	代表者名	住所	電話番号	保有車両台数	備考
合 計					

(別表 2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
全 市 町 村 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下 水 道 水 洗 化 人 口				
処 理 区 域 外 人 口				
区 域 内 未 直 結 人 口				
し 尿 等 の 要 処 理 人 口				
し 尿 等 の 要 処 理 量				

(各年度〇〇月〇〇日現在、単位：人口千人、し尿等量：千ℓ)

注）一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため、必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥ごとに区分して位置づけること。

(別表 3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
年間し尿等の要処理量				
1 台 当 た り 年 間 処 理 量				
要 処 理 車 両 台 数				
要 減 車 車 両 台 数				
減 車 計 画 台 数				
委 託 総 車 両 台 数				
1 社 当 た り 車 両 台 数				

(単位：し尿等量はℓ、車両台数は台)

注 1) 委託車両台数を基礎として処理体制の水準を予測した参考例である。

2) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。